

令和6年度

全國知的障害児入所施設 実態調査報告

公益財団法人日本知的障害者福祉協会
児童発達支援部会

は じ め に

本報告書は、日本知的障害者福祉協会に加入する障害児入所施設219施設のうち、回答をいただいた160施設（回収率73.1%）の令和5年度の実績についての調査報告です。お忙しい中、ご協力をいただいた皆様に感謝申し上げます。

今年度の調査結果から、年齢超過児童の地域移行が促進され、児童福祉施設としての適正化が進んでいることがわかりました。在所延長児童については、令和3年調査478人から令和4年調査363人、令和5年の調査では228人、令和6年調査では184人となり、過去の調査において最も少ない人数となっています。一方で、少子化の進行等により、定員を充足（100%以上）している施設は18施設（※令和4年調査26施設、令和5年調査20施設）と減少傾向にあります。「今後の児童施設としての計画」における「今後の児童施設の定員」においても「児童施設の定員を削減する」施設が15か所にのぼり（令和5年調査9か所）、削減予定数は令和5年249人、令和6年227人と定員削減の流れは続いています。これらの結果から多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察され、今後の事業運営に大きな課題となることを示唆しています。

在籍する児童の措置率については、全国平均で65.8%（令和5年64.7%）となっており、東海地区が71.9%（令和5年83.9%）、近畿地区71.9%（同70.4%）、その一方、東北地方は55.5%（同48.7%）、四国地方56.6%（同62.4%）などと依然として格差が生じている状況が続いています。入所の理由をみると、家族の状況等では、「保護者の養育力不足」が最も多く51.8%（令和5年48.8%）、「虐待・養育放棄」が38.1%（同37.6%）となっており、入所児童の多くが厳しい生活環境におかれていることがわかりました。これらの児童たちに対して、より一層の「心に寄り添う丁寧な支援」が求められます。

本報告書を通じて、障害児福祉のさらなる充実に向けた施策提言を行い、より質の高い支援が提供されるよう、関係者一丸となって取り組んでいくことが求められています。本報告書が障害児福祉の充実に少しでも寄与できることを願っています。

令和7年3月

児童発達支援部会

副部会長 寶子丸 周吾

目 次

はじめに.....	79
調査経過.....	82
I 施設の状況.....	83
1. 施設数	
2. 設立年代	
3. 児童の出身エリア	
4. 定員の状況	
5. 在籍の状況	
(1) 在籍数	
(2) 充足率	
6. 措置・契約の状況	
II 児童の状況.....	90
1. 年齢の状況	
(1) 在籍児の年齢の状況	
(2) 在所延長児童の状況	
(3) 入所時の年齢	
2. 在籍期間	
3. 入所の状況	
(1) 入所児数	
(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況	
(3) 入所の理由	
(4) 虐待による入所の状況	
4. 退所の状況	
(1) 退所児数	
(2) 入退所の推移	
(3) 進路の状況	
5. 家庭の状況	
(1) 家庭の状況	
(2) 帰省・面会の状況	
6. 就学の状況	
7. 障害の状況	
(1) 障害程度の状況	
(2) 重度認定の状況	
(3) 重複障害の状況	

8. 行動上の困難さの状況	
9. 医療対応の状況	
(1) 医療機関の受診状況	
(2) 服薬の状況	
(3) 入院の状況	
(4) 契約制度の影響	
III 施設の設備・環境と暮らしの状況	112
1. 施設建物の形態	
2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成	
(1) 生活単位の設置数	
(2) 専任スタッフ数	
(3) 児童と直接支援職員の比率	
3. 「自活訓練事業」の取り組み状況	
IV 地域生活・在宅サービスの状況	117
1. 障害児等療育支援事業の実施状況	
2. 短期入所事業の実施状況	
3. 日中一時支援事業の実施状況	
4. 福祉教育事業の実施状況	
5. 地域との交流	
V 施設運営・経営の課題	122
1. 施設の運営費	
(1) 加算の認定状況	
(2) 自治体の補助の状況	
2. 今後の児童施設としての計画	
(1) 今後の児童施設の定員	
(2) 契約児の18歳到達日以降の対応	
(3) 障害種別の一元化に向けた対応	
3. 在所延長している児童の今後の見通し	
4. 児童相談所との関係	
(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問	
(2) 児童相談所との連携	
5. 利用者負担金の未収状況	
6. 苦情解決の実施状況	
調査票C	129

調査経過

本調査は、公益財団法人日本知的障害者福祉協会の会員である知的障害児施設に対して調査票を送付して回答を得た結果の報告である。

調査対象 本会に加入する障害児入所施設（福祉型・医療型）（219施設）に送付

調査日 令和6年6月1日

回答数 160施設 回収率 73.1%

○調査データは、令和6年6月1日を基本とし、令和5年度（2023.4.1～2024.3.31）の実績を対象としている。

○割合は、原則として小数第2位以下四捨五入で表示している。基礎数は回答施設数、定員、在籍数とし、必要に応じて設置主体別の数を基礎として比較している。

○設置主体は、公立公営（事業団含む）、公立民営、民立民営に分類し、データ報告については、公立と民立に分けているが、この場合の公立は、公立公営・公立民営を総称している。

○地区区分は、協会の地区区分により9地区に分けて整理している。

○児童福祉法対象年齢を超えた満18歳以上については、年齢超過児ないし過齢児と記している。

○「令和5年調査」「前年度調査」の表記は、令和5年度全国知的障害児施設・事業実態調査報告をさし、「全国調査」は調査・研究委員会が取りまとめた全国知的障害児者施設・事業実態調査を引用している。

○総数と内訳の合計数が一致しない項目があるが、不明処理等によるものである。

○項目間により総数に不一致が見られることがあるが、各々の項目の有効回答を最大限活かして集計したためである。

I 施設の状況

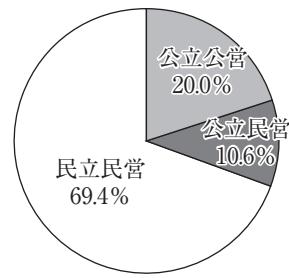
回答施設県別一覧

地区		都道府県	対象施設数	回答施設	回収率	定員	現員	うち措置	契約	充足率	措置率	令和5年充足率	令和5年措置率
北海道	1	北海道	11	9	81.8	318	276	174	102	86.8	63.0	87.8	64.7
東 北	2	青森	6	5	83.3	100	81	28	53	81	34.6	61.1	29.3
	3	岩手	3	2	66.7	70	57	34	23	81.4	59.6	81.8	46.7
	4	宮城	1	1	100	60	48	36	12	80	75	81.7	71.4
	5	秋田	3	1	33.3	5	3	0	3	60	0	88.6	45.2
	6	山形	3	3	100	90	48	16	32	53.3	33.3	55	18.2
	7	福島	7	6	85.7	189	116	82	34	61.4	70.7	61.9	62.5
	小計		23	18	78.3	514	353	196	157	68.7	55.5	69.3	48.7
	8	茨城	7	6	85.7	180	165	92	73	91.7	55.8	90	60.7
関 東	9	栃木	4	2	50	35	31	29	2	88.6	93.5	88.6	96.8
	10	群馬	3	3	100	106	81	48	33	76.4	59.3	88.7	60.6
	11	埼玉	5	5	100	210	124	94	30	59.0	75.8	67.0	70.1
	12	千葉	9	6	66.7	162	145	104	41	89.5	71.7	82.7	70.9
	13	東京	6	6	100	380	278	154	124	73.2	55.4	69.4	56.4
	14	神奈川	15	8	53.3	360	286	234	52	79.4	81.8	81.9	73.3
	15	山梨	1	1	100	70	31	22	9	44.3	71.0	40	75
	16	長野	1	1	100	30	28	13	15	93.3	46.4	86.7	0
	小計		51	38	74.5	1,533	1,169	790	379	76.3	67.6	76.3	65.2
	17	静岡	9	7	77.8	245	177	135	42	72.2	76.3	72.2	85.1
東 海	18	愛知	7	4	57.1	140	126	82	44	90	65.1	73	89.7
	19	岐阜	2	1	50	25	21	19	2	84	90.5	80	87.5
	20	三重	4	3	75	80	60	40	20	75	66.7	85	67.6
	小計		22	15	68.2	490	384	276	108	78.4	71.9	75.0	83.9
	21	新潟	8	6	75	113	59	36	23	52.2	61.0	66.0	51.5
北 陸	22	富山	2	2	100	100	44	32	12	44	72.7	44	68.2
	23	石川	4	3	75	100	33	24	9	33	72.7	67.5	29.6
	24	福井	1	1	100	20	18	12	6	90	66.7	85	64.7
	小計		15	12	80	333	154	104	50	46.2	67.5	59.3	53.8
	25	滋賀	4	3	75	265	75	5	70	28.3	6.7	20.4	59.0
近 畿	26	京都	3	1	33.3	16	15	4	11	93.8	26.7	0	0
	27	大阪	8	7	87.5	295	261	240	21	88.5	92.0	91.7	73.2
	28	兵庫	8	6	75	166	158	120	38	95.2	75.9	88.7	71.2
	29	奈良	2	1	50	76	36	25	11	47.4	69.4	61.3	80
	30	和歌山	2	1	50	30	21	13	8	70	61.9	85	64.7
	小計		27	19	70.4	848	566	407	159	66.7	71.9	57.7	70.4
中 国	31	鳥取	2	2	100	59	26	19	7	44.1	73.1	40.7	66.7
	32	島根	6	4	66.7	78	52	35	17	66.7	67.3	59.2	67.2
	33	岡山	4	2	50	70	39	34	5	55.7	87.2	66.4	78.1
	34	広島	10	6	60	121	84	58	26	69.4	69.0	80.2	77.8
	35	山口	2	1	50	40	42	25	17	105	59.5	100	52.5
	小計		24	15	62.5	368	243	171	72	66.0	70.4	67.6	71.0
四 国	36	徳島	3	2	66.7	100	86	54	32	86	62.8	83.0	60.2
	37	香川	2	1	50	21	15	4	11	71.4	26.7	67.9	76.3
	38	愛媛	5	3	60	60	26	11	15	43.3	42.3	22.3	41.4
	39	高知	1	1	100	10	9	8	1	90	88.9	70	100
	小計		11	7	63.6	191	136	77	59	71.2	56.6	53.0	62.4
九 州	40	福岡	6	4	66.7	170	147	116	31	86.5	78.9	83.3	76.0
	41	佐賀	2	2	100	60	23	17	6	38.3	73.9	55.7	53.8
	42	長崎	2	1	50	40	36	18	18	90	50	0	0
	43	熊本	8	7	87.5	224	196	118	78	87.5	60.2	70.8	60.9
	44	大分	3	2	66.7	30	28	16	12	93.3	57.1	96	39.6
	45	宮崎	3	3	100	120	82	54	28	68.3	65.9	73.6	62.1
	46	鹿児島	7	6	85.7	98	88	43	45	90.0	48.9	100	51.5
	47	沖縄	4	2	50	50	37	0	37	74	0	55.9	21.1
	小計		35	27	77.1	792	637	382	255	80.4	60.0	76.7	55.1
	総計		219	160	73.1	5,387	3,918	2,577	1,341	72.7	65.8	70.3	64.7

調査全般において、障害児入所施設から障害者支援施設への移行、もしくは施設の閉鎖等の大きな変動が起こっている時期であり、前年度との比較による分析が難しくなっている項目があることを踏まえての調査結果の分析とする。

1. 施設数

〔表1〕は調査対象219施設のうち、回答のあった160施設の状況である。設置主体別では、児童福祉法の施行当初から昭和50年代までに公的責任において自治体が施設を設置してきた背景から公立施設が全体に占める比率が高かったが、近年は指定管理制度、民間委託が徐々に進んできている。しかしながら、地区別では北陸・東北が公立施設の割合が高くなっている。



設置主体別の状況

表1 施設数

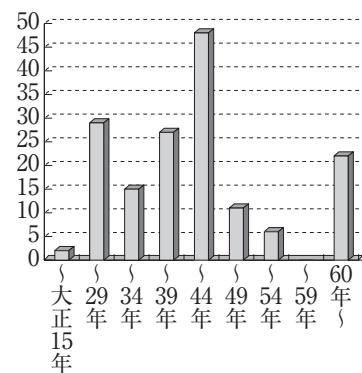
	施設数	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
計	160		9	18	38	15	12	19	15	7	27
%	100		5.6	11.3	23.8	9.4	7.5	11.9	9.4	4.4	16.9
公立公営	32	20	1	8	6	3	5	4	2	0	3
公立民営	17	10.6	0	2	3	2	3	2	0	0	5
民立民営	111	69.4	8	8	29	10	4	13	13	7	19
※地区別民立施設比率			88.9	44.4	76.3	66.7	33.3	68.4	86.7	100	70.4

2. 設立年代

設立年代〔表2〕では、昭和30年から49年の約20年間に101施設が設立され、50年代前半で施設設置は概ね済んだといえる。その後は、昭和50年から54年の間に6施設、昭和60年以降に22施設が設立されている。

表2 設立年代

	施設数	%
～大正15年	2	1.3
昭和元年～29年	29	18.1
昭和30年～34年	15	9.4
昭和35年～39年	27	16.9
昭和40年～44年	48	30
昭和45年～49年	11	6.9
昭和50年～54年	6	3.8
昭和55年～59年	0	0
昭和60年～	22	13.8
計	160	100



3. 児童の出身エリア

措置及び支給決定している児童相談所の数〔表3〕は、前年度調査と比較して大きな変化はなかった。

児童相談所については、令和6年4月1日現在、都道府県、政令指定都市等、全国に234か所あり、10か所以上（東京18、神奈川15、愛知13、大阪10）設置する大都市部を除けば、児童相談所が4か所以下の都道府県は29か所（61.7%）となっている。

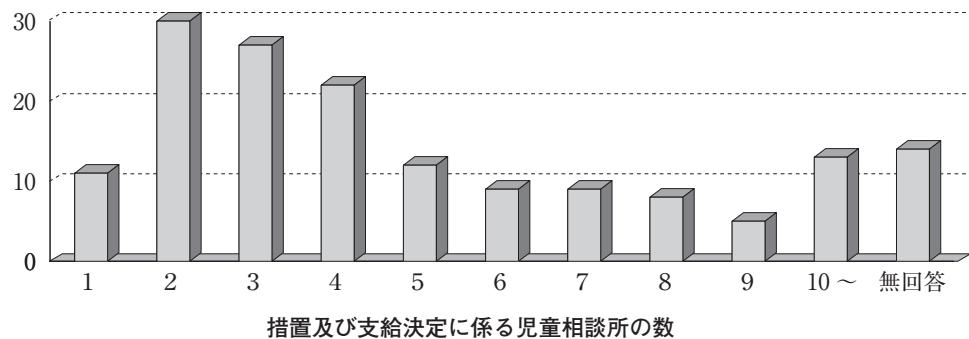


表3 措置及び支給決定している児童相談所の数

か所数	施設数	%
1 か所	11	6.9
2 か所	30	18.8
3 か所	27	16.9
4 か所	22	13.8
5 か所	12	7.5
6 か所	9	5.6
7 か所	9	5.6
8 か所	8	5.0
9 か所	5	3.1
10か所～	13	8.1
無回答	14	8.8
計	160	100

都道府県の数〔表4〕では、1都道府県が94施設（58.8%）と最も多く、次いで2都道府県が32施設（20.0%）となっている。

表4 都道府県の数

	施設数	%
1 都道府県	94	58.8
2 都道府県	32	20
3 都道府県	13	8.1
4 都道府県	7	4.4
5 都道府県以上	4	2.5
無回答	10	6.3
計	160	100

出身区市町村の数〔表5〕では、「1～5区市町村」と「6～10区市町村」が合わせて89施設（55.6%）となり半数以上を占める。

表5 出身区市町村の数

	施設数	%
1～5区市町村	50	31.3
6～10区市町村	39	24.4
11～15区市町村	32	20
16～20区市町村	12	7.5
21～25区市町村	5	3.1
26～30区市町村	5	3.1
31区市町村～	1	0.6
無回答	16	10
計	160	100

4. 定員の状況

回答施設の定員数〔表6〕の総計は5,387人、1施設あたりの平均定員数は33.6人、設置主体別では公立系が1,974人（36.7%）、民立は3,413人（63.4%）であった。

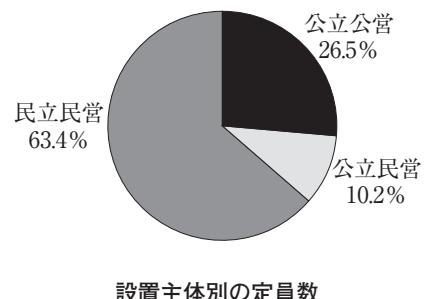


表6 定員数

	定員計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
定員数	5,387	—	318	514	1,533	490	333	848	368	191	792
%	—	100	5.9	9.5	28.5	9.1	6.2	15.7	6.8	3.5	14.7
公立公営	1,427	26.5	27	210	445	145	163	232	85	0	120
公立民営	547	10.2	0	80	140	80	40	62	0	0	145
民立民営	3,413	63.4	291	224	948	265	130	554	283	191	527
*民立定員比率 (%)	91.5	43.6	61.8	54.1	39.0	65.3	76.9	100	66.5		

定員規模別施設数〔表7〕は、定員11人～29人の施設数が49施設（30.6%）と最も多く、次いで定員30人の施設が36施設（22.5%）であった。

令和元年度の実態調査と比較すると、定員29人以下の施設は40%（令和元年度30.6%）と増加傾向であり、定員51人以上の施設は11.9%（令和元年度13.9%）と減少傾向にある。

表7 定員規模別施設数

	施設数	%	公立	%	民立	%
～10人	15	9.4	4	8.2	11	9.9
11～29人	49	30.6	10	20.4	39	35.1
30人	36	22.5	12	24.5	24	21.6
31～40人	26	16.3	6	12.2	20	18.0
41～50人	15	9.4	7	14.3	8	7.2
51～70人	12	7.5	5	10.2	7	6.3
71人以上	7	4.4	5	10.2	2	1.8
計	160	100	49	100	111	100

5. 在籍の状況

(1) 在籍数

在籍数〔表8〕は、3,918人（定員5,387人）である。設置主体別では、公立公営827人（21.1%）、公立民営387人（9.9%）、民立民営2,704人（69.0%）であった。

男女別では、男2,727人（69.6%）、女1,191人（30.4%）であった。

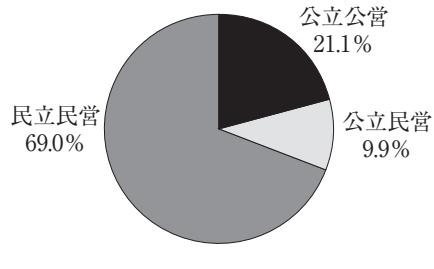


表8 在籍数の状況（全体）

	計	%	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
在籍数	男	2,727	69.6	187	263	829	265	108	384	160	94
	女	1,191	30.4	89	90	340	119	46	182	83	42
	計	3,918	100	276	353	1,169	384	154	566	243	136
公立 公営	男	591	71.5	5	90	179	72	56	102	44	0
	女	236	28.5	3	33	74	30	22	44	17	0
	計	827	100	8	123	253	102	78	146	61	56
公立 民営	男	263	68.0	0	44	52	37	15	27	0	0
	女	124	32.0	0	11	37	20	6	15	0	35
	計	387	100	0	55	89	57	21	42	0	123
民立 民営	男	1,873	69.3	182	129	598	156	37	255	116	94
	女	831	30.7	86	46	229	69	18	123	66	42
	計	2,704	100	268	175	827	225	55	378	182	136

(2) 充足率

〔表9〕充足率（定員比）の状況・〔表10〕設置主体別充足率について、回答施設数全体の充足率は72.7%となっている。

充足率90%以上の施設は57施設（35.6%）となっている。他の第一種社会福祉事業の児童福祉施設のように定員払いではなく現員払いであることから、充足率90%を下回る多くの施設が厳しい経営状況にあることが推察される。

法人内の繰り入れでカバーをしているのか、児童の受け入れに合わせて職員もダウンサイズをして保っているのかなど、経営実態等についての調査も必要であろう。

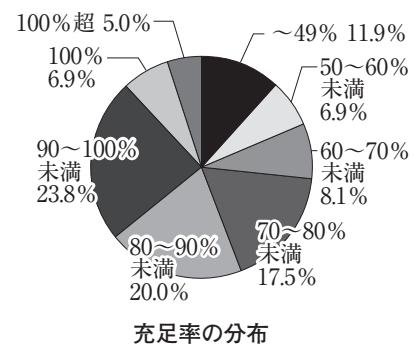


表9 充足率（定員比）の状況

	~49%	50~60%未満	60~70%未満	70~80%未満	80~90%未満	90~100%未満	100%	100%超	計
施設数	19	11	13	28	32	39	11	7	160
%	11.9	6.9	8.1	17.5	20	24.4	6.9	4.4	100
公立	12	9	6	9	5	6	0	2	49
%	24.5	18.4	12.2	18.4	10.2	12.2	0	4.1	100
民立	7	2	7	19	27	33	11	5	111
%	6.3	1.8	6.3	17.1	24.3	29.7	9.9	4.5	100

表10 設置主体別充足率

	施設数	定員	在籍数	充足率(%)
公立公営	32	1,427	827	58.0
公立民営	17	547	387	70.7
民立民営	111	3,413	2,704	79.2
計	160	5,387	3,918	72.7

6. 措置・契約の状況

全在籍数〔表11〕の3,918人のうち措置が2,577人（65.8%）、契約が1,341人（34.2%）となっている。前年度調査（措置64.7%・契約35.3%）とほぼ同じ6割を超えての措置率になっている。このことは、年齢超過児の問題がほぼ解消し、子どもの貧困、虐待による要保護児童について児童相談所が障害児入所施設に入所相談をしやすくなったことが背景にあると推測される。

しかし、都道府県ごとの措置率（回答施設県別一覧）では格差が激しいことがうかがえる。

地区別措置率

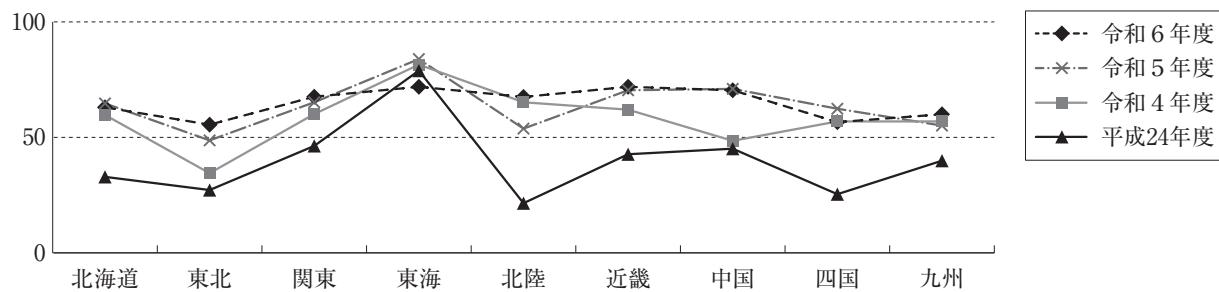


表11 措置・契約の状況

		%	計	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州	
		男	女	計	うち措置	男	女	計	うち措置	男	女	計	うち措置
在籍数	男	69.6	2,727	187	263	829	265	108	384	160	94	437	
	女	30.4	1,191	89	90	340	119	46	182	83	42	200	
	計	100	3,918	276	353	1,169	384	154	566	243	136	637	
	うち措置	65.8	2,577	174	196	790	276	104	407	171	77	382	
措置率				65.8	63.0	55.5	67.6	71.9	67.5	71.9	70.4	56.6	60.0
公立 公営	男	71.5	591	5	90	179	72	56	102	44	0	43	
	女	28.5	236	3	33	74	30	22	44	17	0	13	
	計	100	827	8	123	253	102	78	146	61	0	56	
	うち措置	61.2	506	6	64	175	76	55	63	38	0	29	
公立 民営	男	68.0	263	0	44	52	37	15	27	0	0	88	
	女	32.0	124	0	11	37	20	6	15	0	0	35	
	計	100	387	0	55	89	57	21	42	0	0	123	
	うち措置	64.3	249	0	36	63	53	11	29	0	0	57	
民立 民営	男	69.3	1,873	182	129	598	156	37	255	116	94	306	
	女	30.7	831	86	46	229	69	18	123	66	42	152	
	計	100	2,704	268	175	827	225	55	378	182	136	458	
	うち措置	67.4	1,822	168	96	552	147	38	315	133	77	296	

II 児童の状況

1. 年齢の状況

(1) 在籍児の年齢の状況

回答のあった160施設の在籍児童数は3,918人で、前年度調査（回答156施設3,849人）と比較して4施設69人減少している。

在籍児を年齢区別にみると、年齢構成（全体）と5歳以下、6歳～11歳、12歳～14歳、15歳～17歳について概ね変わりはない。過齢（年齢超過）児にあたる18歳以上が4.7%（前年5.9%）となり減少している。なお、在籍児全体に占める措置（2,577人）の割合については65.8%で前回調査（64.7%）と比べて微増となっている。

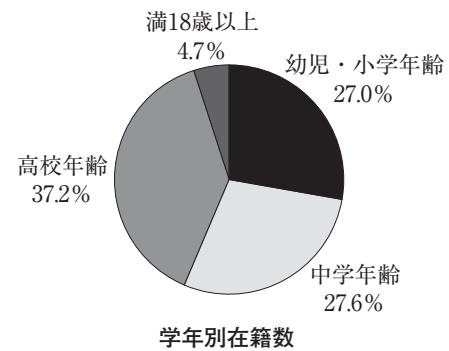
「回答施設県別一覧 I. 施設の状況」をみると、いずれの地区も措置率は50%を超えており、47都道府県の内、約10都道府県の措置率が低くなっているが、措置・契約の判断について都道府県格差がくすぶっていることが推察される。

表12 年齢構成（全体）

	人数	%
合計	3,918	100
男	2,727	69.6
女	1,191	30.4
うち措置（再掲）	2,577	65.8

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	小計	%
人数	138	1,057	1,080	1,459	3,734	95.3
%	3.5	27.0	27.6	37.2	95.3	△△
男	96	760	767	977	2,600	66.4
女	42	297	313	482	1,134	28.9
うち措置（再掲）	120	740	707	914	2,481	△△

	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳～	小計	%
人数	160	4	6	14	184	4.7
%	4.1	0.1	0.2	0.4	4.7	△△
男	111	3	3	10	127	3.2
女	49	1	3	4	57	1.5
うち措置（再掲）	96	0	0	0	96	△△



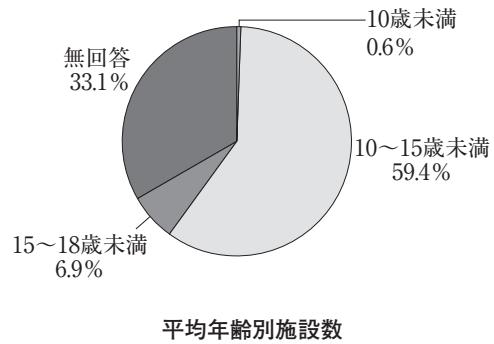
在籍児童の平均年齢〔表13〕については、「10歳未満」が1施設（0.6%）、「10～15歳未満」が95施設（59.4%）、「15～18歳未満」が11施設（6.9%）となっている。

なお、無回答の割合が33.1%となっているが、児童養護施設等、他の施設種別との比較分析など実態把握のためにも、より多くの施設からの回答が得られることが望まれる。

福祉型障害児入所施設における18歳超過児問題については、概ね解消の目処が立ったものと推察される。

表13 平均年齢

年齢	施設数	%
10歳未満	1	0.6
10～15歳未満	95	59.4
15～18歳未満	11	6.9
18～20歳未満	0	0
20～25歳未満	0	0
25～30歳未満	0	0
30歳以上	0	0
無回答	53	33.1
計	160	100



平均年齢別施設数

(2) 在所延長児童の状況

在所延長児童数は、全体で前年度調査（228人）から減少し184人となった。なお、北海道地区（前年度34人）、東北地区（同38人）については微増しているが、一過性のものと推察される。

表14 過齢児数及び地区別過齢児比率

	全体	北海道	東北	関東	東海	北陸	近畿	中国	四国	九州
人数	184	37	22	39	10	9	23	12	8	24
%	4.7	13.4	6.2	3.2	2.6	5.8	4.1	4.9	5.9	4.1

満20歳以上の在籍率の状況〔表15〕は、0%が158施設（98.8%）となっており、平成24年の児童福祉法改正から12年を経て、第一種社会福祉事業の児童福祉施設としての状況に回帰したものと思われる。

表15 満20歳以上の在籍率の状況

割合	施設数	%	公	民
0 %	158	98.8	48	110
10%未満	1	0.6	1	0
10~20%未満	0	0	0	0
20~30%未満	0	0	0	0
30~40%未満	0	0	0	0
40~50%未満	0	0	0	0
50~60%未満	0	0	0	0
60~80%未満	1	0.6	0	1
80~100%未満	0	0	0	0
100%	0	0	0	0
計	160	100	49	111

(3) 入所時の年齢

児童の入所時の年齢〔表16〕をみると、小学校入学年齢の6歳が最も多く413人（10.5%）となっている。なお、7歳～12歳までの小学生が1,639人（41.8%）、13歳～15歳の中学生が795人（20.3%）と、義務教育年齢期での入所が62.1%となっていることがみてとれる。今後は学齢期の節目で措置変更による入所についての実態もしっかりと把握していく必要があろう。

表16 児童の入所時の年齢

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計		不明	合計
合計	13	61	177	209	227	687	合計	129	3,918
%	0.3	1.6	4.5	5.3	5.8	17.5	%	3.3	100
男	8	38	117	153	167	483			
女	5	23	60	56	60	204			

	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	小計
合計	413	257	232	233	276	312	329	263	251	281	147	108	3,102
%	10.5	6.6	5.9	5.9	7.0	8.0	8.4	6.7	6.4	7.2	3.8	2.8	79.2
男	303	178	171	164	194	205	230	177	171	190	97	81	2,161
女	110	79	61	69	82	107	99	86	80	91	50	27	941

2. 在籍期間

在籍期間〔表17〕は、「表12 年齢構成（全体）」および「表13 平均年齢」からもみてとれるように、1年未満が19.1%となり、前年（15.9%）より増加していることから入所ニーズが高まっているものと推察される。児童相談所等との連携によって、インケアのさらなる充実が求められる。

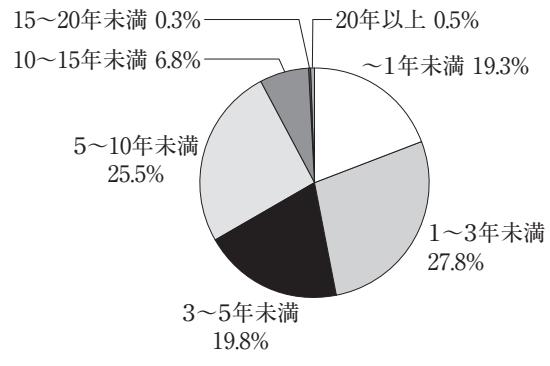


表17 在籍期間

	6ヶ月未満	6ヶ月～1年未満	1～2年未満	2～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	計
合計	424	334	581	507	775	1,000	266	11	20	3,918
%	10.8	8.5	14.8	12.9	19.8	25.5	6.8	0.3	0.5	100
男	311	229	403	356	527	700	178	10	13	2,757
女	113	105	178	151	248	300	88	1	7	1,191

3. 入所の状況

(1) 入所児数

令和5年度中の新規入所児童数〔表18〕は、全体で703人、前年度調査と比較し25人減少している。内訳は、措置が契約を上回っており、措置と契約の割合も前年度調査とほぼ同様となっている。

年齢区分別の状況では、15歳～17歳が前年度調査208人（28.6%）から167人（23.8%）に減少している。また5歳以下における措置入所の割合については前年度調査59人（80.8%）から74人（84.1%）に増加している。

障害児入所施設における、この措置と契約という二つの入所形態が存在する制度については、都道府県によって措置率に差があるという実態もふまえ、今後も課題点等を整理しながらこの制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

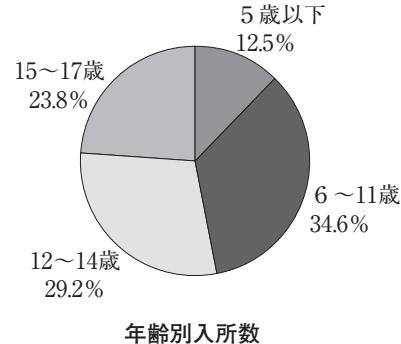


表18 令和5年度中の新規入所児童数（全体）

	人数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳
全体	703	88	243	205	167
措置	438	74	159	125	80
	100	16.9	36.3	28.5	18.3
契約	265	14	84	80	87
	100	5.3	31.7	30.2	32.8

$$\text{入所率} = \frac{\text{入所者総数}}{\text{定員}} \times 100$$

令和5年度入所率	13.0%
----------	-------

表19 年間新規入所児童数の状況

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	9	5.6	1	8
1人	25	15.6	9	16
2人	19	11.9	6	13
3人	22	13.8	4	18
4人	26	16.3	9	17
5人	15	9.4	5	10
6人	10	6.3	4	6
7人	13	8.1	4	9
8人	9	5.6	2	7
9人	1	0.6	1	0
10人	1	0.6	0	1
11人以上	10	6.3	4	6
計	160	100	49	111

年間新規入所児童数の状況〔表19〕は、新規入所児童数0人が前年度調査14施設（9.0%）より9施設（5.6%）と減少した。また新規入所児童が1人～5人という施設が107施設と66.9%を占める中で、10人以上の施設が11施設（6.9%）となっている。新規入所児童の受入れは、インケア後の児童間や施設養育の安定への労力や、学校教育と連携する上での手続きなど多くの負担が生じることから、今後は新年度当初の入所であるのか、年度内の急な措置入所であるなど、新規入所の時期などについても把握する必要がある。

(2) 一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

一時保護の委託を受けている施設は、143施設（89.4%）となっており、一時保護に対する保護者の拒否や、同意がスムーズに取れない場合に、子どもの最善の利益を守るためのセーフティネットとしての機能を果たすべく取り組んでいる施設の状況がうかがえる。

今後は都道府県に設置された一時保護所の枠内で収まっているのか、量的に足りていないために施設委託をしているのか、要保護児童の障害の状態像から障害児入所施設への施設委託が必要とされているなど、様々な実態把握と検証が必要であろう。

表20 一時保護の委託の状況

	施設数	%	公立	民立
一時保護の委託を受けている	143	89.4	42	101
委託を受けていない	6	3.8	2	4
無回答	11	6.9	5	6
計	160	100	49	111

表21 委託を受けている場合の受け入れ児童数

入所数	施設数	%	公立	民立
0人	22	15.4	3	19
1人	18	12.6	3	15
2人	25	17.5	8	17
3人	14	9.8	4	10
4人	12	8.4	6	6
5人	6	4.2	3	3
6人	7	4.9	1	6
7人	6	4.2	1	5
8人	5	3.5	3	2
9人	1	0.7	0	1
10~14人	15	10.5	6	9
15人以上	12	8.4	4	8
計	143	100	42	101

(3) 入所の理由

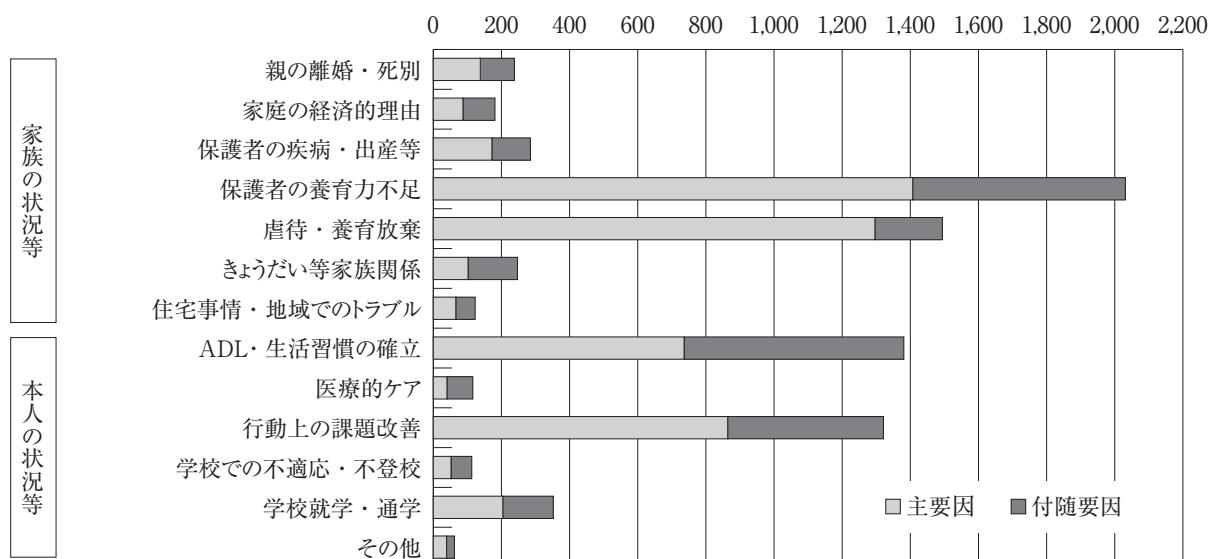
入所の理由〔表22〕は、前年度調査と同様に「家族の状況等」「本人の状況等」に分けて複数回答を求めた。「家族の状況等」では、「保護者の養育能力不足」が51.8%と最も多く、次いで「虐待・養育放棄」が37.7%となっている。「保護者の養育能力不足」については、現場レベルで実態からチェックしやすい項目であるため、毎年割合が最も高くなっている一方で、「貧困」に起因する入所理由である「親の離婚・死別」「家庭の経済的理由」「保護者の疾病・出産等」については、はっきりとした要因となりにくい傾向がある。

「本人の状況等」では、「ADL・生活習慣の確立」が35.2%と「行動上の課題改善」が33.7%とこの2要因が多くを占めている。学校就学・通学のための入所については、9.0%と前年度調査（7.1%）と比べ若干増加しており、地域によっては障害児入所施設が学校の寄宿舎的な役割を担っていることがうかがえる。

なお、本調査項目は、過齢（年齢超過）児、自閉症スペクトラム障害、行動障害、強度行動障害が主問題であった際の調査項目であり、児童虐待の増加、愛着障害、発達性トラウマ障害などについて適応していないため、今後調査項目の再考が必要と考えられる。

表22 入所理由（重複計上）

内 容	在籍者全員について						うち令和5年度入所者について						
	主たる要因		付随する要因		計	在籍者比	主たる要因		付随する要因		計	令和5年度入所者比	
	措置	契約	措置	契約			措置	契約	措置	契約			
家族の状況等	親の離婚・死別	81	57	65	35	238	6.1	10	10	8	3	31	4.4
	家庭の経済的理由	74	13	82	12	181	4.6	8	4	12	6	30	4.3
	保護者の疾病・出産等	110	62	80	33	285	7.3	27	21	20	8	76	10.8
	保護者の養育力不足	885	522	515	109	2,031	51.8	142	79	119	27	367	52.2
	虐待・養育放棄	1,250	46	180	18	1,494	38.1	207	6	19	7	239	34.0
	きょうだい等家族関係	43	59	75	70	247	6.3	7	11	18	13	49	7.0
本人の状況等	住宅事情・地域でのトラブル	13	53	33	24	123	3.1	6	8	9	6	29	4.1
	ADL・生活習慣の確立	527	209	431	214	1,381	35.2	59	34	71	40	204	29.0
	医療的ケア	32	8	60	16	116	3.0	4	2	7	3	16	2.3
	行動上の課題改善	484	380	322	135	1,321	33.7	84	67	75	27	253	36.0
	学校での不適応・不登校	30	22	37	24	113	2.9	9	7	10	8	34	4.8
	学校就学・通学	84	120	99	49	352	9.0	15	35	18	19	87	12.4
その他		29	10	17	6	62	1.6	5	0	0	0	5	0.7
実人数		2,577	1,341	2,577	1,341	3,918	100	438	265	438	265	703	100



(4) 虐待による入所の状況

令和5年度の被虐待入所児童〔表24〕は、328人となり、令和5年度の入所児に占める割合は46.7%となっている。また虐待の内容〔表26〕については、ネグレクトの占める割合が一番大きく、196人59.8%となっている。

全国の児童相談所への児童虐待通告件数（こども家庭庁）は、昨年度より1万件増加して令和5年度も過去最多（22万5千件超え）となった。虐待内容としては、特に心理的虐待に係る相談対応ケースの増加がみられている。

表23 虐待による入所数

	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
男	194	221	194	217	199	227	226	230	182	267	214
女	174	104	124	137	123	124	170	120	103	157	114
計	368	325	318	354	322	351	396	350	285	424	328
当該年度新規入所者 に占める割合 (%)	43.6	43.9	44.9	37.4	41.1	40.0	44.8	39.3	35.4	58.2	46.7

表24 令和5年度 被虐待入所児童の内訳

	被虐待児	児相判断	被虐待児加算認定児童数（令和6年6月1日現在） <u>193人</u>
男	214	209	左記の他に被虐待児加算を受けたことがある児童 <u>534人</u>
女	114	98	
計	328	307	※328人のうち、契約により入所の児童 <u>9人</u>

表25 虐待の内容（※重複計上）

	計	入所数比	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	その他
25年度	368	43.7	108	31	186	35	8
26年度	325	43.9	130	27	233	35	
27年度	318	44.9	117	23	176	40	
28年度	381	40.2	121	28	198	34	
29年度	322	41.1	122	37	216	34	
30年度	351	40.0	137	32	248	73	
令和元年度	396	45.1	160	36	223	61	
令和2年度	350	39.3	163	22	212	62	
令和3年度	325	40.3	109	24	158	34	
令和4年度	424	35.4	140	17	196	71	
令和5 年度	人数	328	36.2	173	18	196	56
	%	100		52.7	5.5	59.8	17.1
	男	214	65.2	136	1	121	37
	女	114	34.8	37	17	75	19

4. 退所の状況

(1) 退所児数

令和5年度の退所数〔表26〕は725人（内訳は措置460人、契約265人）、前年度調査より23人増加している。

年齢では18歳から19歳の退所が492人（67.9%）と前年度と同様、最も多く、過去10年間の調査結果も踏まえると、支援学校高等部等卒業と同時に退所する流れが、一定程度、確立されている。

18歳以上入所者（いわゆる「過齢児」）については、満20歳以上の退所が前年度調査から11人増加し43人（5.9%）になっており、みなし規定の期限に向けて、関係する施設において積極的な移行を図ったことによるものと推察される。

また15歳から17歳は111人（15.3%）となっており、義務教育修了時が退所の契機になっているケースもあることがみてとれる。

表26 令和5年度退所数

	退所数	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40歳以上
25年度	870	8	53	59	115	446	129	40	20
	100	0.9	6.1	6.8	13.2	51.3	14.8	4.6	2.3
26年度	823	11	46	51	104	480	90	31	10
	100	1.3	5.6	6.2	12.6	58.3	10.9	3.8	1.2
27年度	758	5	33	41	102	436	103	22	16
	100	0.7	4.4	5.4	13.5	57.5	13.6	2.9	2.1
28年度	930	7	81	100	151	494	76	12	9
	100	0.8	8.7	10.8	16.2	53.1	8.2	1.3	1.0
29年度	1,081	14	54	55	122	592	143	67	34
	100	1.3	5.0	5.1	11.3	54.8	13.2	6.2	3.1
30年度	977	18	72	64	170	569	70	5	9
	100	1.8	7.4	6.6	17.4	58.2	7.2	0.5	0.9
令和元年度	948	9	61	80	129	596	55	6	12
	100	0.9	6.4	8.4	13.6	62.9	5.8	0.6	1.3
令和2年度	863	11	52	42	95	566	64	21	12
	100	1.3	6.0	4.9	11.0	65.6	7.4	2.4	1.4
令和3年度	863	4	37	44	97	463	65	11	9
	100	0.5	4.3	5.1	11.2	53.7	7.5	1.3	1.0
令和4年度	702	7	46	50	102	465	26	4	2
	100	1.0	6.6	7.1	14.5	66.2	3.7	0.6	0.3
令和5年度	460	2	29	33	74	306	14	2	0
	100	0.4	6.3	7.2	16.1	66.5	3.0	0.4	0
	265	0	6	9	37	186	24	3	0
	100	0	2.3	3.4	14.0	70.2	9.1	1.1	0

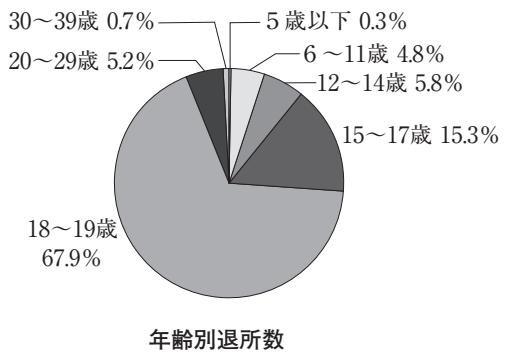


表27 契約児童で利用料滞納のまま退所した児者

	人数	%
令和4年度	4	1.4
令和5年度	7	2.6

令和5年度に利用料を滞納したまま退所した契約児者〔表27〕は7人である。前年度調査より3名増加しており、利用料の滞納については、いったん発生すると解決が容易ではなく施設運営面での影響もあることから、予防策及び対応策を法的な観点からも検討しておく必要があろう。

表28 令和5年度 年間退所数別施設数

退所数	施設数	%	公立	民立
0人	8	5	2	6
1～2人	40	25	11	29
3～5人	61	38.1	18	43
6～9人	35	21.9	11	24
10人以上	16	10	7	9
計	160	100	49	111

令和5年度の年間退所数別施設数〔表28〕をみると、0人（退所なし）が8施設（5%）、1人から2人が40施設（25%）であり、児童施設は通過型施設であるにも関わらず退所数が2人以下の施設が3割（30%）となっている。そのような施設では、当該年度に支援学校高等部等卒業年齢の児童又は退所予定の契約入所児童が在籍していないことや地域又は障害者支援施設等への移行が困難な者が一定数、過齢児として入所していることも考えられるため、注視していく必要がある。

なお10人以上の退所は16施設（10%）と前年度（15施設、9.6%）と比べて増加している。令和5年度のみなし規定の期限に向けた過齢児の退所・移行の取り組み等が進められた結果と推察される。

(2) 入退所の推移

〔表29〕は、ここ10年の入退所の推移を整理したものである。回答数が毎年異なるので全施設の状況とはいえないものの、昨年度同様に退所数が入所数を上回っており、在籍数については、減少傾向を示している。過齢児の退所・移行の取り組み等が進められたことによるものと思われる。

表29 在籍数の増減（入所数－退所数）の推移

回答施設数	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
回答施設数	167	162	158	159	169	180	175	172	152	160
入所数	741	709	947	784	878	883	890	805	728	703
退所数	823	758	930	1,081	977	948	863	710	741	725
増減	-82	-49	17	-297	-99	-65	27	95	-13	-22

令和5年度の在籍数の増減〔表29-2〕をみると、減少したのが66施設で前年度調査に比べ11施設の減、増加したのが62施設で10施設の増となっている。なお10名以上増加した施設が前年度（7施設）から減少（3施設）している。在籍数は減少の傾向にあるが、増加した施設と増減のない施設数が6割を超える状況にあることから、施設の対応を必要とする社会的養護等の入所ニーズが、一定数存在していることがみてとれる。

表29-2 令和5年度の在籍数の増減

増減	施設数	%	公立	民立
▲10名未満	3	1.9	2	1
▲9名～▲5名	11	6.9	4	7
▲4名～▲1名	52	32.5	15	37
0	32	20	10	22
1名～4名	52	32.5	14	38
5名～9名	7	4.4	2	5
10名以上	3	1.9	2	1
計	160	100	49	111

(3) 進路の状況

令和5年度の退所児童の進路（生活の場）〔表30〕について、最も多かったのが「グループホーム・生活寮等」の287人（39.6%）で前年度に比べ4.0ポイント増、「家庭」が164人（22.6%）で0.3ポイント減、「施設入所支援」が160人（22.1%）で0.8ポイント減となっている。家庭、アパート、グループホーム、社員寮・住み込み等、福祉ホーム、自立訓練（宿泊型）等を合わせると479人（66.1%）となり、児童施設を退所した6割を超える児童が、生活の場を「地域」に移している。児童施設が退所時に児童の意思決定を支援し、また家族の状況等を把握した上で、関係機関と連携しながら、「地域移行」に積極的に取り組んでいることがうかがえる。

表30 令和5年度退所児童の進路（生活の場）

	人数	%
1. 家庭（親・きょうだいと同居）	164	22.6
2. アパート等（主に単身）	2	0.3
3. グループホーム・生活寮等	287	39.6
4. 社員寮・住み込み等	6	0.8
5. 職業能力開発校寄宿舎	0	0
6. 特別支援学校寄宿舎	2	0.3
7. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	28	3.9
8. 児童養護施設	3	0.4
9. 知的障害者福祉ホーム	11	1.5
10. 救護施設	0	0
11. 老人福祉・保健施設	0	0
12. 一般病院・老人病院	2	0.3
13. 精神科病院	2	0.3
14. 施設入所支援	160	22.1
15. 自立訓練（宿泊型）	9	1.2
16. 少年院・刑務所等の矯正施設	3	0.4
17. その他・不明	22	3.0
18. 死亡退所	0	0
不明	24	3.3
計	725	100

令和5年度の退所児童の進路（日中活動の場）〔表30-2〕をみると、生活介護の利用が237人（32.7%）で最も多かった。

保育所・幼稚園、小中学校、特別支援学校等の利用は、105人（14.5%）であり、児童の成長及び行動

の落ち着き並びに家庭環境の改善などを目的に施設に入所し、退所後は児童本人の障害の軽重に関わらず、地域の福祉サービスの充実等により家庭等で生活できるケースが多くなったと推察される。

また、一般就労、福祉作業所・小規模作業所、職業能力開発校、就労移行支援、就労継続支援A型・B型等の就労系は265人（36.6%）で、前年度調査の324人（43.7%）から大幅に減少しているが、一般就労（前年度比7.0ポイント減）が減少したことによるものである。

令和5年度退所者のフォローアップ〔表31〕では、予後指導を実施した退所者の割合は34.2%（248人）と前年度調査32.8%（243人）と大きな変化はないが、実施回数は381回で前年度調査（495回）から減少した。全体の半数以上の施設が実施していることから、フォローアップの重要性や取り組みの必要性は認識されているが、人的な負担が大きいため、すべての退所児童を対象としたフォローアップの（複数回）実施ができない現状があると考えられる。フォローアップ業務を事業化し、障害福祉サービスの報酬として算定できるようにするなど制度的な対応が必要である。

また、退所児童本人及び保護者等が必要な福祉サービス等を活用できるように、退所前に施設が市町村等との連携を図ることも必要であろう。

表30-2 令和5年度退所児童の進路（日中活動の場）

	人数	%
1. 家庭のみ	0	0
2. 一般就労	66	9.1
3. 福祉作業所・小規模作業所	41	5.7
4. 職業能力開発校	1	0.1
5. 特別支援学校（高等部含む）	61	8.4
6. 小中学校	4	0.6
7. 小中学校（特別支援学級）	36	5.0
8. その他の学校	3	0.4
9. 保育所・幼稚園	1	0.1
10. 障害児入所施設（福祉型・医療型）	14	1.9
11. 児童発達支援センター・児童発達支援事業等	1	0.1
12. 児童養護施設	0	0
13. 救護施設	0	0
14. 老人福祉・保健施設	0	0
15. 一般病院・老人病院（入院）	2	0.3
16. 精神科病院（入院）	3	0.4
17. 療養介護	0	0
18. 生活介護	237	32.7
19. 自立訓練	14	1.9
20. 就労移行支援	19	2.6
21. 就労継続支援A型	18	2.5
22. 就労継続支援B型	120	16.6
23. 地域活動支援センター等	4	0.6
24. 少年院・刑務所等の矯正施設	2	0.3
25. その他・不明	61	8.4
26. 死亡退所	0	0
計	725	100

表31 令和5年度退所者のフォローアップ

	施設数	%	公立	民立
実施した	96	60	35	61
予後指導実施人数（人）	248	34.2	99	149
予後指導実施回数（回）	381		127	254
退所者（人）	725	100		
実施していない	50	31.3	10	40
無回答	14	8.8	4	10
計	160	100	49	111

5. 家庭の状況

(1) 家庭の状況

家庭の状況〔表32〕は、両親世帯が1,662人（42.4%）、母子世帯が1,464人（37.4%）、父子世帯が423人（10.8%）、「きょうだい」「祖父母・親戚」「その他」が313人（8.0%）となっており、昨年度調査と比較すると大きな変化はなかった。

世帯別の措置率をみると、両親世帯が57.8%、母子世帯が75.8%、父子世帯が62.2%となっており、両親世帯及びひとり親世帯のいずれにおいても、虐待等によって、措置入所している児童が半数以上を占める状況が続いている。

このような状況は、家庭での養育困難、親の養育力の低下等が背景にあると思われ、親がいない場合などは、本来社会的養護の枠組みである「措置」で対応すべきことが望まれる。祖父母や親戚が保護者になっている世帯は26.4%が契約となっており、祖父母等が未成年後見人として、契約入所しているケースであると推察される。「契約」による施設利用が難しいケースについては公的責任である「措置」で対応する等、入所制度の適正運用が必要である。

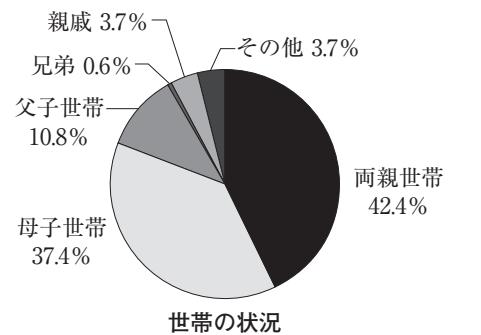


表32 家庭の状況

		人数	%
両親世帯	人数	1,662	42.4
	うち措置人数	961	37.3
母子世帯	人数	1,464	37.4
	うち措置人数	1,110	43.1
父子世帯	人数	423	10.8
	うち措置人数	263	10.2
きょうだいのみ世帯	人数	23	0.6
	うち措置人数	23	0.9
祖父母・親戚が保護者世帯	人数	144	3.7
	うち措置人数	106	4.1
その他	人数	146	3.7
	うち措置人数	118	4.6
在籍児総数	人数	3,918	100
	うち措置人数	2,577	100

兄弟・姉妹で入所	世帯数	177	
	人数	595	15.2
	うち措置世帯数	150	
	うち措置人数	508	19.7

(2) 帰省・面会の状況

家庭の状況〔表32〕を背景に帰省の状況〔表33〕をみると、帰省が全くない児童は措置と契約を合わせて2,335人（59.6%）と前年度調査2,310人（60.0%）と比較して大きな変化はないが、家庭との調整の困難さがうかがえる。

週末（隔週）帰省は9.6%、月1回程度は11.6%、「年1～2回」と「帰省なし」は合わせて78.3%となっており、多くの子どもが年数回あるいは全く帰省できず、家庭での育ちを経験しないまま育つ子どもが多い状態が続いている。また、契約児童のうち401人（29.9%）が全く帰省できていない状況にあり、「契約」から「措置」への変更を検討すべきケースが含まれていると推測される。

表33 帰省の状況

		人数	%
週末（隔週）帰省	措置	94	2.4
	契約	281	7.2
月1回程度	措置	192	4.9
	契約	261	6.7
年1～2回	措置	436	11.1
	契約	297	7.6
帰省なし	措置	1,934	49.4
	契約	401	10.2
無回答		22	0.6
在籍児数	人数	3,918	100

帰省できない理由〔表34〕は「家庭状況から帰せない」が1,770人（75.8%）で前年度（1,395人・60.4%）同様、最も多い状況にある。

入所した原因となる家族関係や保護者の状況、あるいは本人の状態などの問題が入所後も容易には改善できない状況が続いていると推察される。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した影響も考慮する必要があるが、「その他」については人数（273人）、施設数（41施設）とも、前年度（508人62施設）より大きく減少している。

表34 帰省できない理由（重複計上）

			%
親がいない	人数	73	3.1
	施設数	39	
地理的条件	人数	34	1.5
	施設数	19	
本人の事情で帰らない	人数	201	8.6
	施設数	46	
家庭状況から帰せない	人数	1,770	75.8
	施設数	142	
その他	人数	273	11.7
	施設数	41	
「帰省なし」の児童数		2,335	100

面会等の状況〔表35〕は、「年に1～2回程度が訪問」が1,106人（28.2%）と最も多く、次いで「家族の訪問なし」が966人（24.7%）、「月に1回程度家族が訪問」が632人（16.1%）、「週末（隔週）ごとに家族が訪問」346人（8.8%）となっている。親子関係の調整が困難なケース数は数年大きな変化はなく、家庭基盤そのものが脆弱化し、入所に至る児童が多く存在していることがうかがえる。親や家族との関係改善は容易なものではなく、こうした現状は進路にも影響を及ぼすと推察される。

表35 面会等の状況

	人数	%
家族の訪問なし	966	24.7
週末（隔週）ごとに家族が訪問	346	8.8
月に1回程度家族が訪問	632	16.1
年に1～2回程度家族が訪問	1,106	28.2
職員が引率して家庭で面会	60	1.5
面会の制限の必要な児童	261	6.7
無回答	547	14.0
計	3,918	100

6. 就学の状況

在籍児の就学・就園の状況〔表36〕をみると、就学前児童が184人（前年度207人）であり、そのうち幼稚園又は保育所に通う児童が41.8%（77人）で、前年度42.5%（88人）と大きな変化は無かった。

義務教育年齢児童2,266人（前年度1,991人）の就学状況は、特別支援学校小・中学部が1,559人（同1,409人）、小中学校の特別支援学級が554人（同458人）であり、小・中学校の普通学級16人（同11人）と合わせると、義務教育年齢児童のうち特別支援学校又は小・中学校に通学する児童が94.0%（同94.3%）を占めている。

また義務教育修了児童1,386人（同1,432人）のうち、特別支援学校高等部、高等特別支援学校、特別支援学校専攻科及び一般高校に通う者が98.1%（同99.0%）を占めている。

なお、特別支援学校（小・中・高）に通学する児童が2,713人（71.0%）と前年度（2,594人・71.6%）より0.6ポイント減少している。

表36 在籍児の就学・就園の状況

就学形態		施設数	人数	%
就学前児童 (活動形態)	幼稚園への通園	23	43	1.1
	保育所に通所	8	34	0.9
	児童発達支援事業等療育機関	5	15	0.4
	園内訓練	40	82	2.1
	その他	5	10	0.3
義務教育年齢児童 (就学形態)	訪問教育	2	69	1.8
	施設内分校・分教室	5	68	1.8
	特別支援学校小・中学部	143	1,559	40.6
	小中学校の特別支援学級	91	554	14.4
	小中学校の普通学級	10	16	0.4
義務教育修了児童 (就学形態)	訪問教育	0	0	0
	施設内分校・分教室	4	26	0.7
	特別支援学校高等部	131	1,154	30.1
	高等特別支援学校	37	177	4.6
	特別支援学校専攻科	3	13	0.3
	一般高校	11	16	0.4
通園・通学児童数		160	3,836	100

表37 学年別就学数

	人数	就学率	小 学 生						中 学 生			高 等 部			不明
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	
児童数	3,627	92.6	106	124	138	216	220	239	299	373	384	451	469	494	114

学年別就学児童数〔表37〕をみると、在籍児童数に占める就学率が92.6%と前年度調査（90.6%）とほぼ同様の割合となっている。各施設が、過齢児の移行支援に積極的に取り組み、本来の児童施設としての姿になりつつあると推察される。

学校（学部等）別割合は、小学校（小学部等）1,043人（28.8%）、中学校（中学部等）1,056人（29.1%）、高等学校（高等部等）1,414人（39.0%）と前年度調査とほぼ同様の割合となっている。

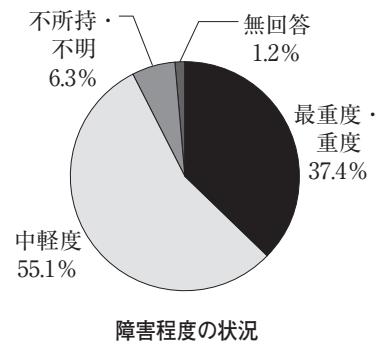
7. 障害の状況

(1) 障害程度の状況

障害程度の状況〔表38〕は、最重度・重度が1,465人（37.4%）、中軽度は2,158人（55.1%）であった。前年度調査と比べて大きな変化はなかった。

表38 障害程度の状況

療育手帳	人数	%
最重度・重度	1,465	37.4
中軽度	2,158	55.1
不所持・不明	248	6.3
無回答	47	1.2
計	3,918	100



(2) 重度認定の状況

令和6年度の重度認定数〔表39〕は、措置が102施設・559人（認定率21.7%）、契約が106施設・510人（認定率38.0%）であった。

また、強度行動障害加算認定数〔表40〕は、措置が12施設・40人（認定率1.6%）、契約が19施設・44人（認定率3.3%）で前年度調査と比べて認定率に大きな変化はなかった。

表39 重度認定数

	施設数	人数	認定率
令和6年度重度加算数 (措置)	102	559	21.7
令和6年度重度加算数 (契約)	106	510	38.0

表40 強度行動障害加算認定数

	施設数	人数	認定率
令和6年度強度行動障害加算認定数 (措置)	12	40	1.6
令和6年度強度行動障害加算認定数 (契約)	19	44	3.3

(3) 重複障害の状況

重複障害の状況〔表41〕については、自閉スペクトラム症が1,500人（38.3%）で、全在籍児童の約4割を占めている。

表41 重複障害の状況

	人数	%
自閉スペクトラム症（広汎性発達障害、自閉症など）	1,500	38.3
統合失調症	8	0.2
気分障害（周期性精神病、うつ病性障害など）	11	0.3
てんかん性精神病	29	0.7
その他（強迫性、心因反応、神経症様反応など）	35	0.9
現在員	3,918	100

身体障害者手帳の所持状況〔表42〕は、1級が59人（前年度比4人減）、2級が47人（前年度比3人増）で全体の50.7%を占めている。

身体障害者手帳の内訳〔表42-2〕では、肢体不自由が124人（59.3%）となっており全体の約6割を占めている。

重度重複障害児加算の状況〔表43〕では、措置（0.7%）・契約（1.2%）と対象となる児童は少ない状況にある。これは、重度重複加算が重度障害児支援加算の条件に該当し、かつ3種類以上の障害を有することが要件となっているためであると推察され、加算要件の緩和が望まれる。

表42 身体障害者手帳の所持状況

身体障害者手帳	人数	%
1級	59	28.2
2級	47	22.5
3級	46	22.0
4級	26	12.4
5級	10	4.8
6級	21	10.0
計	209	5.3
現在員	3,918	100

表42-2 身体障害者手帳の内訳

身体障害者手帳	人数	%
視覚	20	9.6
聴覚	42	20.1
平衡	3	1.4
音声・言語又は咀嚼機能	1	0.5
肢体不自由	124	59.3
内部障害	36	17.2
手帳所持者実数	209	5.3
現在員	3,918	100

表43 重度重複障害児加算の状況

	施設数	人数	%
令和5年6月1日認定数	措置	8	12
	契約	10	18
令和6年6月1日認定数	措置	10	17
	契約	12	16

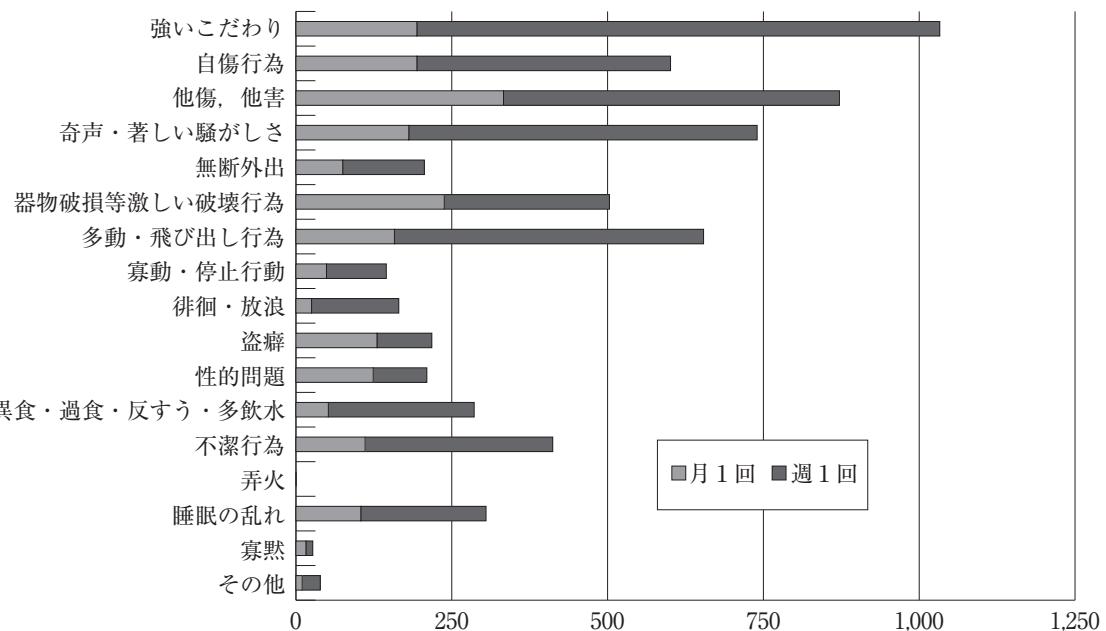
8. 行動上の困難さの状況

行動上の困難さの状況〔表44〕を頻度別（重複計上）に調査し、人数は延べ数とした。その結果、週1回の頻度では、「強いこだわり」839人（21.4%）、「奇声・著しい騒がしさ」559人（14.3%）、「他傷、他害」539人（13.8%）、多動飛び出し行為496人（12.7%）の順に多く、月1回の頻度では「他傷、他害」333人（8.5%）、「器物破損等激しい破壊行為」238人（6.1%）、「自傷行為」と「強いこだわり」がともに194人（5.0%）の順に多くなっている。

表44 行動上の困難さの状況

（重複計上）

	頻度	施設数	人数	%
強いこだわり	月1回	53	194	5.0
	週1回	120	839	21.4
自傷行為	月1回	60	194	5.0
	週1回	112	407	10.4
他傷、他害	月1回	74	333	8.5
	週1回	116	539	13.8
奇声・著しい騒がしさ	月1回	48	181	4.6
	週1回	126	559	14.3
無断外出	月1回	36	75	1.9
	週1回	32	131	3.3
器物破損等激しい破壊行為	月1回	77	238	6.1
	週1回	76	265	6.8
多動・飛び出し行為	月1回	48	158	4.0
	週1回	108	496	12.7
寡動・停止行動	月1回	29	49	1.3
	週1回	45	96	2.5
徘徊・放浪	月1回	13	25	0.6
	週1回	43	140	3.6
盗癖	月1回	52	130	3.3
	週1回	32	88	2.2
性的問題	月1回	49	124	3.2
	週1回	27	86	2.2
異食・過食・反すう・多飲水	月1回	28	52	1.3
	週1回	87	234	6.0
不潔行為	月1回	51	111	2.8
	週1回	91	301	7.7
弄火	月1回	0	0	0
	週1回	0	0	0
睡眠の乱れ	月1回	36	104	2.7
	週1回	66	201	5.1
寡黙	月1回	7	16	0.4
	週1回	10	11	0.3
その他	月1回	7	10	0.3
	週1回	8	29	0.7
在籍児数			3,918	



9. 医療対応の状況

(1) 医療機関の受診状況

受診科目別の通院の状況（令和5年度実績）〔表45〕では、全体で1人平均11.5回／年通院していることから、ほぼ毎月1回通院していることになる。通院回数が多いのは、小児科・内科が実人数3,477人（在籍比88.7%）・1人平均4.4回、次いで精神科・脳神経外科が実人数2,513人（在籍比64.1%）・1人平均5.3回、歯科が実人数2,065人（在籍比52.7%）・1人平均3.2回となっている。

障害児入所施設は、医療型障害児入所施設と福祉型障害児入所施設に制度上分けられているが、通院付き添いでみると、福祉型障害児入所施設の負担割合が大きいことがうかがえる。看護職員配置加算、嘱託医制度があるものの、それだけでは対応しきれないため、児童指導員・保育士が通院に費やす時間等を含め、業務量が多くなっている。

表45 受診科目別の通院の状況（令和5年度実績）

	施設数	実人数	在籍比	延べ回数	1施設平均	1人平均
精神科・脳神経外科	145	2,513	64.1	13,253	91.4	5.3
小児科・内科	148	3,477	88.7	15,267	103.2	4.4
外科・整形外科	137	814	20.8	2,197	16.0	2.7
歯科	138	2,065	52.7	6,563	47.6	3.2
その他	123	2,604	66.5	8,336	67.8	3.2
実数	160	3,918	100	45,616	285.1	11.5

(2) 服薬の状況

服薬の状況〔表46〕は、最も多いのが抗精神薬・抗不安薬で1,763人（45.0%）、次いで抗てんかん薬が643人（16.4%）、睡眠薬が619人（15.8%）となっている。

表46 服薬の状況

	施設数	人数	%
抗てんかん薬	141	643	16.4
抗精神薬・抗不安薬	149	1,763	45.0
睡眠薬	124	619	15.8
心臓疾患	23	27	0.7
腎臓疾患	8	10	0.3
糖尿病	9	9	0.2
喘息	30	45	1.1
貧血	22	35	0.9
その他	64	412	10.5
実数	160	3,918	100

(3) 入院の状況

入院の状況〔表47〕は、令和5年度に入院があったのは91施設200人で、入院日数は7,868日、入院付添い日数は230日であった。

表47 入院の状況（令和5年度）

入院あり		%
施設数	91	56.9
人数	200	5.1
日数	7,868	
うち付添日数	230	

（%はそれぞれ施設数比、在籍数比）

(4) 契約制度の影響

毎年、僅かではあるが「経済的負担を理由とした通院見合せ」、「医療費の支払いの滞納」が発生している。子どもの健全な育成を考える上で、適切な医療受診は欠かすことができず、今後も引き続き制度的な対応についての検討が必要であろう。

表48 保険証の資格停止・無保険（契約児）

		%
施設数	6	3.8
令和5年度延べ人数	11	0.3
令和6年6月1日現在延べ人数	7	0.2

表49 経済的負担を理由とした通院見合わせ（令和5年度～令和6年6月1日まで）

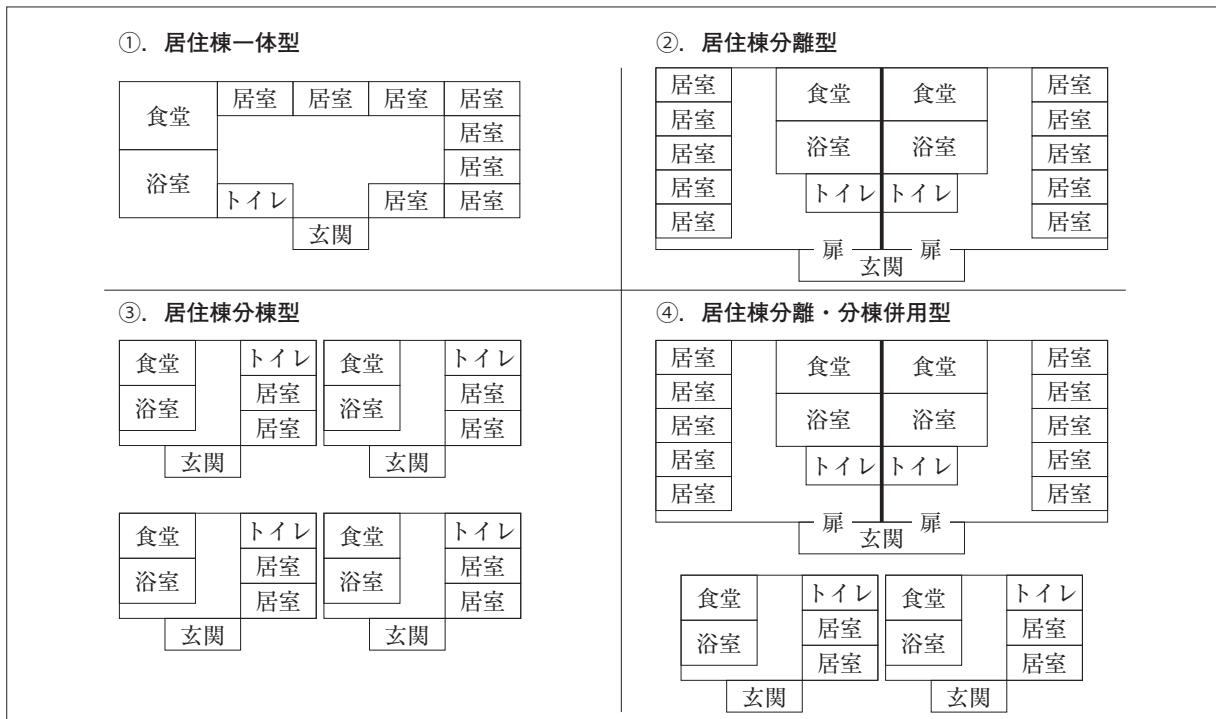
		%
ある人数	2	0.1
延べ回数	3	

表50 医療費の支払いの滞納（令和6年5月末日）

		%
ある人数	5	0.1
延べ金額（円）	65,920	

III 施設の設備・環境と暮らしの状況

1. 施設建物の形態



形態分類

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2. 3を併せて設けている構造）
5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）

施設の形態〔表51〕は、生活環境の質の高さを検討するため、施設の形態を上記のように5つに分類し、調査をしたものである。居住棟一体型が74施設（46.3%）と最も多いものの今年度初めて半数を下回り（前年度は50.6%）、分離型が59施設（36.9%）、分棟型は8施設（5.0%）と、分離・分棟併用型は6施設（3.8%）となった。

「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」（厚生労働省2020年）において、小規模化を推進すべきであると明記されており、家庭的な養育環境の推進整備が進むことが望まれる。

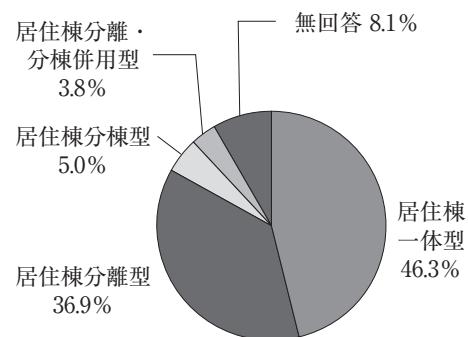


表51 施設の形態

	施設数	%
居住棟一体型	74	46.3
居住棟分離型	59	36.9
居住棟分棟型	8	5
居住棟分離・分棟併用型	6	3.8
敷地外に生活の場を設けている（自活訓練含む）	0	0
か所数（箇所）	0	
食事は本体より配食	0	
食事は自前調理	0	
本体からの配食+自前調理	0	
無回答	13	8.1
計	160	100

2. 居住スペースと生活支援スタッフの構成

生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位。

(1) 生活単位の設置数

生活単位の設置数〔表52〕について、規模別施設数で最も多かったのは、6人から10人で223単位となっており、16人以上が62単位、11人から15人が61単位、5人以下が80単位であった。

全生活単位のうち10人以下の小規模な生活単位が占める割合が前年度調査66.2%から71.1%と増加している。

なお、平成24年度に創設された小規模グループケア加算を受けている施設は48施設（30%）〔表67〕と、生活単位の小規模化と小規模グループケアを実施する施設が増加傾向にある。

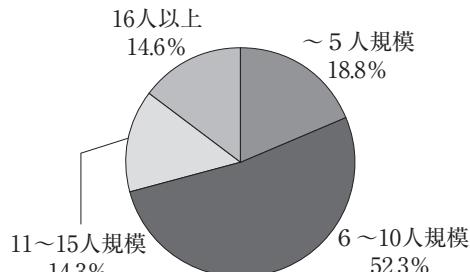


表52 生活単位の設置数

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計 (施設数は実数)
生活単位数	80	223	61	62	426
%	18.8	52.3	14.3	14.6	100
公立	32	43	26	30	131
民立	48	180	35	32	295

(2) 専任スタッフ数

〔表52〕の生活単位426単位に対して、専任スタッフ〔表53〕は、1,846人配置され、1単位平均4.3人となっている。規模別の専任スタッフ数は、1単位16人以上の規模で9.7人、11人から15人の規模が6.7人、6人から10人が3.1人、5人以下が1.9人となっている。

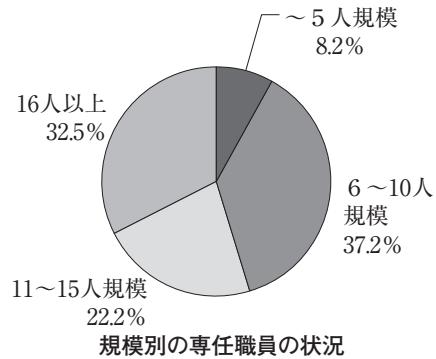


表53 専任スタッフ

	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人以上	計
専任スタッフ(人)	151	686	409	600	1,846
単位平均(人)	1.9	3.1	6.7	9.7	4.3
公立	84	144	225	248	701
民立	67	542	184	352	1,145

(3) 児童と直接支援職員の比率

児童定員と直接支援職員数の比率〔表54〕では、職員1人に対し児童2～2.5人以下が42施設(26.3%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設数合計が133施設(83.1%)と大勢を占めている。設置主体別に見ると、職員1人に対し児童3人以下の施設が、公立42施設(85.7%)、民立91施設(81.9%)となっている。

在籍数と直接支援職員数の比率〔表55〕では、職員1人に対して児童1～1.5人以下および1.5～2以下がそれぞれ41施設(25.6%)と最も多く、職員1人に対し児童3人以下の施設の合計が146施設(91.3%)と年々増加している。設置主体別では、職員1人に対し児童3人以下の施設が公立では合計45施設(91.8%)、民立は合計101施設(91.0%)と大勢を占めている。さらに、在籍比で職員1人に対し児童2人以下の施設も111施設(69.4%)となっており、手厚い職員配置をしている施設が多くを占め、年々増加傾向にある。

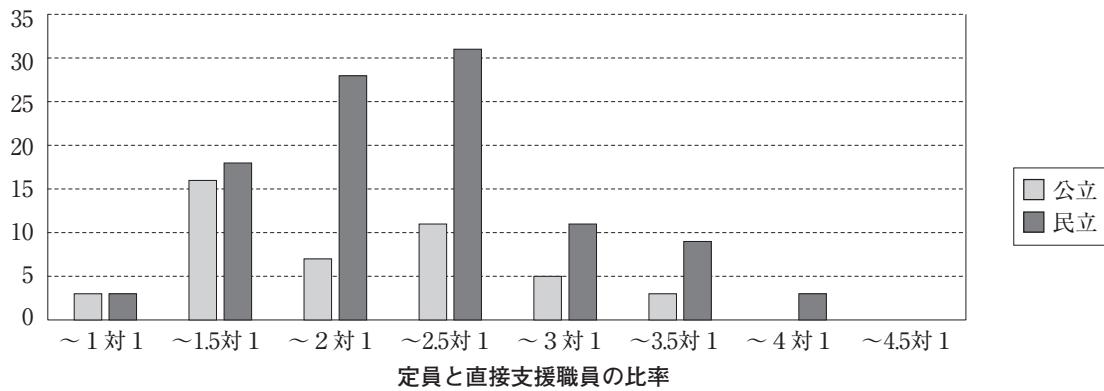


表54 定員：直接支援職員の比率

定員：職員	~1 : 1	~1.5 : 1	~2 : 1	~2.5 : 1	~3 : 1	~3.5 : 1	~4 : 1	~4.5 : 1	無回答	計
施設数	6	34	35	42	16	12	3	0	12	160
%	3.8	21.3	21.9	26.3	10	7.5	1.9	0	7.5	100
公立	3	16	7	11	5	3	0	0	4	49
%	6.1	32.7	14.3	22.4	10.2	6.1	0	0	8.2	100
私立	3	18	28	31	11	9	3	0	8	111
%	2.7	16.2	25.2	27.9	9.9	8.1	2.7	0	7.2	100

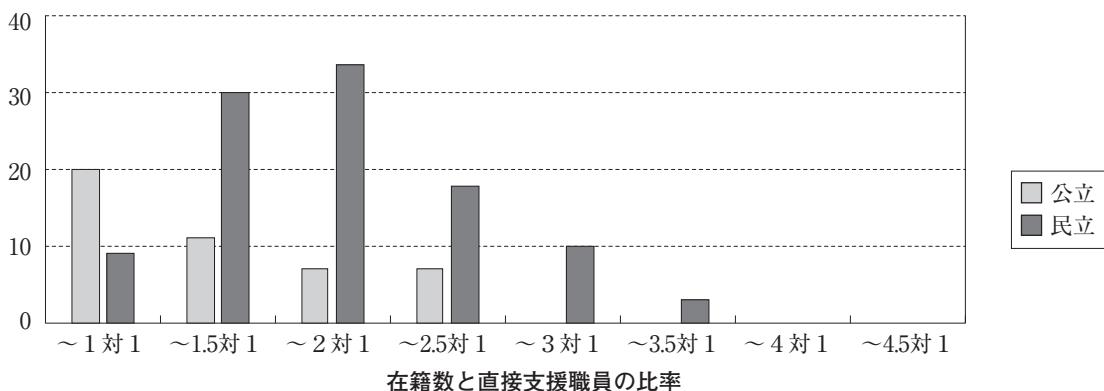


表55 在籍数：直接支援職員の比率

在籍：職員	~1 : 1	~1.5 : 1	~2 : 1	~2.5 : 1	~3 : 1	~3.5 : 1	~4 : 1	~4.5 : 1	無回答	計
施設数	29	41	41	25	10	3	0	0	11	160
%	18.1	25.6	25.6	15.6	6.3	1.9	0	0	6.9	100
公立	20	11	7	7	0	0	0	0	4	49
%	40.8	22.4	14.3	14.3	0	0	0	0	8.2	100
私立	9	30	34	18	10	3	0	0	7	111
%	8.1	27.0	30.6	16.2	9.0	2.7	0	0	6.3	100

3. 「自活訓練事業」の取り組み状況

施設機能強化推進事業の特別事業として制度化され、継続している自活訓練事業の実施状況〔表56〕は、27施設（16.9%）で取り組まれている。設置主体別では公立が9施設（18.4%）、民立が18施設（16.2%）となっている。また自活訓練事業の実施について今後検討すると回答した施設は、公立は10施設、民立は33施設となっている。今後この制度のさらなる活用がなされることを期待したい。

表56 自活訓練事業の実施状況

		計	%
自活訓練事業の実施施設数		27	16.9
公立	実施している	9	18.4
	措置（人）	18	
	自活訓練加算契約（人）	8	
	加算対象外〔独自加算〕（人）	3	
	今後検討する	10	20.4
	無回答	30	61.2
	計	49	100
民立	実施している	18	16.2
	措置（人）	29	
	自活訓練加算契約（人）	9	
	加算対象外〔独自加算〕（人）	51	
	今後検討する	33	29.7
	無回答	60	54.1
	計	111	100

IV 地域生活・在宅サービスの状況

1. 障害児等療育支援事業の実施状況

障害児等療育支援事業の実施状況〔表57〕は、「実施している」が19施設（11.9%）で前年度調査（18施設11.5%）と比較すると1施設増加している。

事業内容別実施件数〔表58〕においては、「外来療育等相談事業」における実施件数が1,838件と前年度調査（1,789件）と比較して増加がみられる。なお「施設支援事業」については、保育所・幼稚園における実施件数（324件、前年度調査411件）、学校における実施件数（199件、前年度調査376件）ともに減少している。成人期までの支援対象としている事業であり、実質的には児童期の支援にそのニーズが集中していることが推察されるが、児童期においては児童発達支援センターをはじめとする通所系の事業所における「保育所等訪問支援事業」の拡充等もあり減少につながっているものと考えられる。

当事業は利用負担が発生しないことなど活用意義は充分にあるものの、支援形態や支援内容について今後柔軟な見直しが必要であろう。

表57 障害児等療育支援事業（都道府県の地域生活支援事業とした事業等）の実施数

	施設数	%
実施している	19	11.9
法人内の他施設が実施している	27	16.9
実施していない	84	52.5
無回答	30	18.8
計	160	100

表58 事業内容別実施件数

	件数
訪問療育等指導事業	489
外来療育等相談事業	1,838
施設支援事業	695
保育所・幼稚園	324
学校	119
作業所	24
その他	228

2. 短期入所事業の実施状況

短期入所事業の実施状況〔表59〕は、「実施している」が144施設（90%）で9割の施設が実施している。また、併設型の定員規模別施設数〔表60〕は、定員2人が最も多く27施設（30.3%）、次いで定員4人が19施設（21.3%）、定員5人が12施設（13.5%）、定員3人が11施設（12.4%）となっている。

利用実績〔表61〕については、利用実人数が1,352人（前年度調査1,489人）、延べ利用件数が3,840件（前年度調査3,704件）、延べ利用日数が9,571日（前年度調査10,679日）となっている。

延べ利用件数の内訳〔表61-2〕では、1泊が2,058件（55.6%）と最も多く、次いで2泊が705件（19.0%）となっている。

現在利用中（滞在中）の児童の最長日数〔表62〕では、7日以内の利用が最も多く77.2%を占めている。

年間180日以上利用する場合の理由〔表63〕については、最も多いのが「障害者支援施設への入所待機」で、施設数7件（31.8%）、人数12人（44.4%）となっている。

施設・事業所への入所待機のための利用については、前年度調査と同様、半数を超える割合を占めているが、移行時における課題の受け皿としての利用が多いことが推測される。ただ、今後も移行が進んでいくため利用施設数、人数ともに大きく減少することが予想される。

表59 短期入所事業の実施状況

	施設数	%
実施している	144	90
	併設型	—
	空床型	—
	無回答	—
実施していない	9	5.6
無回答	7	4.4
計	160	100

表60 定員規模別施設数（併設型）

	施設数	%
1人	2	2.2
2人	27	30.3
3人	11	12.4
4人	19	21.3
5人	12	13.5
6人	5	5.6
7人	2	2.2
8人	5	5.6
9人以上	6	6.7
計	89	100

表61 利用実績（令和6年4月～令和6年6月までの3か月間）

利用実人数	1,352
利用件数（延べ）	3,840
利用日数（延べ）	9,571
1人当たりの平均利用件数	2.8
1事業所当たりの利用実人数	9.4

表61-2 利用件数（延べ）内訳

	1泊	2泊	3泊	4～6泊	7～13泊	14～28泊	29泊以上	不明	計
利用件数	2,058	705	312	351	88	51	69	70	3,704
%	55.6	19.0	8.4	9.5	2.4	1.4	1.9	1.9	100

表62 現在利用中（滞在中）の児童の最長日数

	～7日	8～14日	15～21日	22～30日	31～60日	61～90日	91～179日	180日以上	計
利用日数	71	9	0	2	3	3	1	3	92
%	77.2	9.8	0	2.2	3.3	3.3	1.1	3.3	100

表63 年間180日以上利用する場合の理由

	施設数	%	人数	%
障害者支援施設への入所待機のため	7	31.8	12	44.4
グループホームへの入居待機のため	1	4.5	1	3.7
その他福祉施設等への入所待機のため	1	4.5	1	3.7
地域での自立した生活をするための事前準備のため	6	27.3	6	22.2
本人の健康状態の維持管理のため	0	0	0	0
家族の病気等のため	2	9.1	2	7.4
その他	5	22.7	5	18.5
計	22	100	27	100

3. 日中一時支援事業の実施状況

市町村の地域生活支援事業である日中一時支援事業の実施状況〔表64〕は、「実施している」が116施設（72.5%）と前年度調査（111施設）と比較して横ばいの状況である。

表64 日中一時支援事業の状況

	施設数	%
実施している	116	72.5
実人数	1,709	
延べ人数	25,617	
実施していない	39	24.4
無回答	5	3.1
計	160	100
実施市区町村数	197	

4. 福祉教育事業の実施状況

福祉教育事業の実施状況〔表65〕は、「実施している」が135施設（84.4%）と前年度調査より6施設、1.7ポイント増加している。

事業内容と受け入れ状況〔表65-2〕については、「小・中・高校生のボランティア」の受け入れ人数が275人と前年度調査（179人）から増加、また「民間作業ボランティア」についても2,797人と前年度調査（2,311人）から増加がみられる。「福祉教育」の視点からは、早期からのボランティア体験が意義あると考えられるため、小・中・高校生のボランティアの受け入れが学校側との連携により計画的に行われていくことが望まれる。

表65 福祉教育事業の実施状況

	施設数	%	
実施している	135	84.4	
実施していない	21	13.1	
無回答	4	2.5	
計	160	100	
実施している	38	77.6	
公立	実施していない	10	20.4
	無回答	1	2.0
	計	49	100
実施している	97	87.4	
公立	実施していない	11	9.9
	無回答	3	2.7
	計	111	100

表65-2 事業内容と受け入れ状況

	総計		公立		民立	
	施設数	人数	施設数	人数	人数	延人数
小・中・高校生のボランティア	23	275	5	113	18	162
民間ボランティア	31	2,797	10	1,817	21	980
学校教員・教職免許の体験実習	25	124	9	55	16	69
単位実習〔保育士〕	119	1,394	34	340	85	1,054
単位実習〔社会福祉士・主事〕	30	121	10	37	20	84
施設職員の現任訓練	2	5	0	0	2	5
その他	29	551	10	253	19	298

5. 地域との交流

表66 地域との交流

交流内容	施設数	%	公立	民立
入所児の地域行事・地域活動等への参加	105	65.6	34	71
地域住民の施設行事への参加	57	35.6	19	38
施設と地域との共催行事の開催	18	11.3	5	13
地域住民をボランティアとして受け入れ	70	43.8	21	49
地域の学校等との交流	51	31.9	15	36
施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施	40	25	14	26
子育てや障害に関する相談会・講演会の実施	20	12.5	9	11
施設設備の開放や備品の貸し出し	64	40	18	46
その他	8	5	2	6
実数	160	100	49	111

V 施設運営・経営の課題

1. 施設の運営費

(1) 加算の認定状況

令和6年度の加算認定状況〔表67〕について、前年度調査で加算取得率の高かった上位5項目（重度障害児支援加算、児童指導員等加配加算、栄養士配置加算、入院・外泊時加算、看護師配置加算）は、今年度調査においても高い取得率となっている。令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において新設されたソーシャルワーカー配置加算については、前年度調査45施設（28.8%）から56施設（35%）に増加しており、入所前の相談支援、入所後の家族支援、退所前の移行支援における体制が整いつつある。小規模グループケア加算は、前年度調査41施設（26.3%）から48施設（30%）と微増であった。また、小規模グループケア加算（サテライト型）については、前年度調査0施設から5施設（3.1%）となった。小規模グループケア加算が創設されて以来、施設数は増加していたものの、ここ数年は微増であり、サテライト型と合わせて、職員の確保や生活環境の整備、改修工事費用の増大等の課題が大きいものと推測される。強度行動障害児特別加算については、前々年度18施設（11.8%）、前年度14施設（9.0%）、今年度は14施設（8.8%）と減少している。経過的施設入所支援が終了を受けて、今後の加算取得の増減状況については注視していく必要がある。

表67 令和6年度の加算認定状況

	施設数	%
重度障害児支援加算	113	70.6
児童指導員等加置加算	113	70.6
栄養士配置加算	105	65.6
入院・外泊時加算	103	64.4
看護職員配置加算	102	63.8
ソーシャルワーカー加算	56	35
小規模グループケア加算	48	30
日中活動支援加算	44	27.5
栄養ケアマネジメント加算	38	23.8
心理担当職員配置加算	36	22.5
乳幼児加算	24	15
重度重複障害児加算	17	10.6
入院時特別支援加算	15	9.4
強度行動障害児特別加算	14	8.8
地域移行加算	11	6.9
家族支援加算	10	6.3
自活訓練加算	9	5.6
移行支援関係機関連携加算	7	4.4
要支援児童加算	6	3.8
小規模グループケア加算（サテライト型）	5	3.1
体験利用支援加算	2	1.3
集中支援加算	0	0
障害者支援施設等感染対策向上加算	0	0
施設数	160	100

(2) 自治体の補助の状況

自治体の加算措置〔表68〕については、人件費等の事務費の補助は「ある」が37施設・23.1%（前年度調査40施設・25.6%）、「ない」が94施設・58.8%（同100施設・64.1%）となっている。事業費に対する加算措置は、「ある」が34施設・21.3%（前年度調査40施設・25.6%）、「ない」が94施設・58.8%（同97施設・62.2%）となった。前年度調査との比較では、事務費・事業費ともに自治体の補助が減少している。各自治体からの補助については、地域間格差が大きいようである。

表68 自治体の加算措置の有無 一職員配置等の事務費および事業費の補助一

	事務費	%	事業費	%
ある	37	23.1	34	21.3
ない	94	58.8	94	58.8
無回答	29	18.1	32	20.0
計	160	100	160	100

2. 今後の児童施設としての計画

(1) 今後の児童施設の定員

今後の児童施設の定員〔表69〕については、「現行定員を維持する」は、132施設・82.5%（前年度調査135施設・86.5%）と減少した。「定員を削減する」は、15施設・9.4%（前年度12施設・7.7%）と増加した。「定員を削減する」の内訳は、公立は3施設から4施設に微増、民立は9施設から11施設で微増となっている。削減予定数は249人から227人とほぼ横ばいである。無回答は15施設から7施設へと減少した。定員の削減については、小規模グループ支援体制等の整備や、施設の建て替え時の適正定員の設定および少子化による在籍児が定員に満たない状況などの要因があると推察される。

表69 今後の児童施設の定員

	施設数	%	公立	民立
現行定員を維持する	132	82.5	39	93
定員を削減する	15	9.4	4	11
削減数（人）	227		70	157
その他	6	3.8	2	4
無回答	7	4.4	4	3
計	160	100	49	111

(2) 契約児の18歳到達日以降の対応

18歳到達日以降の対応〔表70〕については、「18歳到達日以降の契約期間の延長は原則として行わないとする」が19施設（11.9%）に対し、「高校（高等部）卒業までは契約期間の延長は行うが、原則としてそれ以降は行わないこととする」が105施設（65.6%）である。また、「高校（高等部）卒業以降も、事情によっては23歳まで契約期間の延長を行うこととする」は、28施設（17.5%）であった。

純然たる児童施設として再構築されたことから、子どもたちの就職等の地域移行を見据えた支援・個別支援計画を早い時期に作成し、高校（高等部）卒業の年度末での退所に向けた支援を他機関と連携を図り進めていく必要がある。

表70 18歳到達日以降の対応

	施設数	%	公立	民立
18歳到達日以降の契約期間の延長は原則として行わないこととする。	19	11.9	5	14
高校（高等部）卒業までは契約期間の延長は行うが、原則としてそれ以降は行わないこととする。	105	65.6	31	74
高校（高等部）卒業以降も、事情によっては23歳まで契約期間の延長を行うこととする。	28	17.5	12	16
不明・無回答	8	5.0	1	7
施設実数	160	100	49	111

(3) 障害種別の一元化に向けた対応

身体障害、盲・ろうあ児の受け入れに伴う設備・構造の状況についてみると、身体障害の車椅子対応〔表71〕について、「現状で可能」な施設は、43施設・26.9%（前年度調査37施設・23.7%）、「受け入れ困難」な施設は、64施設・40.0%（同56施設・35.9%）となっている。

また、盲・ろうあ児の受け入れ〔表72〕については、「現状で可能」とする施設は、19施設・11.9%（前年度調査17施設・10.9%）と増加し、「受け入れ困難」な施設は、91施設・56.9%（同85施設・54.5%）となっている。受け入れが困難である要因については、環境面における安全配慮が困難であることや、よりニーズに合った支援や配慮が求められること、また、職員の十分な確保が困難であることなどが推察される。

表71 身体障害の車椅子対応

	計	%	公立	民立
現状で可能	43	26.9	13	30
改築等が必要	36	22.5	14	22
受け入れ困難	64	40.0	15	49
無回答	17	10.6	7	10
計	160	100	49	111

表72 盲・ろうあ児の受け入れ

	計	%	公立	民立
現状で可能	19	11.9	8	11
改築等が必要	30	18.8	11	19
受け入れ困難	91	56.9	22	69
無回答	20	12.5	8	12
計	160	100	49	111

3. 在所延長している児童の今後の見通し

在所延長している児童の今後の見通し〔表73〕については、施設入所支援対象が34施設・63人（18歳以上の在籍者33.9%）、グループホーム対象が25施設・54人（同29.0%）、家庭引き取りが7施設・8人（同4.3%）となっている。令和6年度末までに移行可能となっているのは、施設入所支援で26人（同14.0%）、グループホームで34人（同18.3%）にとどまっている。令和6年度より、入所児童等の移行について都道府県・政令市の責任が明確化されることになり、移行支援体制構築のための協議の場を通して、関係機関が連携して移行支援・移行調整にあたることが求められるため、今後の動向を注視したい。

表73 在所延長している児童の今後の見通し

		数	% (*)	公立	民立
家庭引取り	施設数	7	4.4	2	5
	人数	8	4.3	3	5
単身生活	施設数	1	0.6	0	1
	人数	1	0.5	0	1
施設入所支援対象	施設数	34	21.3	12	22
	人数	63	33.9	23	40
	令和6年度末までに移行可能	26	14.0	6	20
グループホーム対象	施設数	25	15.6	10	15
	人数	54	29.0	29	22
	令和6年度末までに移行可能	34	18.3	15	19

(*) 施設数の%は回答施設数における割合、人数の%は18歳以上の在籍者数（186人）における割合

4. 児童相談所との関係

(1) 措置後の児童福祉司等の施設訪問

児童相談所が入所措置を行った後の児童福祉司等の施設訪問〔表74〕については、令和5年度に訪問があったのは135施設（84.4%）、訪問はないが13施設（8.1%）となっている。訪問のある児童相談所の訪問箇所数〔表74-2〕では、5か所以上が43施設（31.9%）で最も多く、次いで3か所が28施設（20.7%）となっている。

令和5年度訪問回数〔表74-3〕は、5回以上が82施設（60.7%）と最も多く、次いで1回が8施設（5.9%）となっている。訪問のあった施設では児童相談所職員の訪問回数は比較的多いといえるが、訪問回数が少ない施設もあることから、児童相談所の取り組みや対象となる児童の支援の内容に温度差があることがうかがえる。

表74 措置後の児童福祉司等の施設訪問

	施設数	%
令和5年度に訪問あった	135	84.4
訪問はない	13	8.1
不明・無回答	12	7.5
計	160	100

表74-2 令和5年度訪問箇所数（児童相談所数）

令和5年度訪問か所数	施設数	%
1か所	15	11.1
2か所	27	20.0
3か所	28	20.7
4か所	14	10.4
5か所以上	43	31.9
不明・無回答	8	5.9
訪問のあった施設実数	135	100

表74-3 令和5年度訪問回数

令和5年度訪問回数	施設数	%
1回	8	5.9
2回	5	3.7
3回	5	3.7
4回	7	5.2
5回以上	82	60.7
不明・無回答	28	20.7
訪問のあった施設実数	135	100

(2) 児童相談所との連携

児童相談所との連携〔表75〕は、「県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている」が59施設(36.9%)、「定期的に児童相談所を訪問して協議している」が9施設(5.6%)、「不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している」が58施設(36.3%)であった。

契約制度の導入により児童相談所と施設の連携が希薄になっていることが施設現場から指摘されているが、定期的や不定期に協議の場を通じて児童相談所との関係を強化しなければ、複雑化している家庭環境や虐待に代表される児童福祉の危機に適切に対応していくことはできないであろう。また、移行支援に関する定期的な協議の場も必要になることが想定されるため、施設側から積極的に児童相談所に働きかけをしていくことが必要である。

表75 児童相談所との連携

(重複計上)

	施設数	%
県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている	59	36.9
定期的に児童相談所を訪問して協議している	9	5.6
不定期であるが、児童相談所を訪問して協議している	58	36.3
特に行っていない	21	13.1
不明・無回答	17	10.6
施設実数	160	100

5. 利用者負担金の未収状況

利用者負担金の未収状況〔表76〕は、令和5年度の未収が26施設92人（うち令和4年度未収人数は19施設70人）となっている。この状況は、施設だけの責任では済まされないため、何らかの措置を要望する必要があろう。

表76 利用者負担金の未収状況

	計
令和5年度未収人数	92
施設数	26
令和5年度未収額（単位千円）	12,838
令和4年度未収人数	70
施設数	19
うち令和4年度未収額（単位千円）	5,234

6. 苦情解決の実施状況

苦情受付件数〔表77〕をみると、令和5年度に苦情が1件以上寄せられたと回答した施設が55施設(34.4%)、総件数は127件、1施設平均2.3件であった。件数別にみると、1～4件が50施設(31.3%)、5件～9件が3施設(1.9%)、10件以上は2施設(1.3%)、0件は89施設(55.6%)であった。

表77 苦情受付件数

	施設数	%	件数計
令和5年度苦情受付総数	55		127
0件	89	55.6	
1～4件	50	31.3	
5～9件	3	1.9	
10件～	2	1.3	
無回答	16	10	
計	160	100	

苦情の内容〔表77-2〕は、「生活支援に関すること」が37施設69件、「施設運営に関すること」が9施設15件、「その他」が23施設43件で、日常の生活に関する苦情が多くなっている。

苦情受付総数は、前年度調査120件と比して微増であるが、施設運営や生活支援に対する苦情が潜在化しないためにも、日々の実践の中で見落としのないようにしていくかなければならない。

表77-2 苦情の内容

	施設数	%	件数計
施設運営に関すること	9	16.4	15
生活支援に関すること	37	67.3	69
その他	23	41.8	43
苦情のあった施設数	55	100	127

第三者委員等との相談頻度〔表77-3〕は、最も多い頻度は「年に1回」71施設(44.4%)、次いで「学期に1回」24施設(15.0%)、「月1回」は8施設(5.0%)となっており、日常的な活動というより形式的なレベルにある状況は変わりない。また、「相談の機会はない」との回答は46施設(28.8%)となっている。今後、第三者委員の活動を形式的なものに止めずに福祉サービスの質の向上が図られるような実質的な活動していくためには、積極的に取り組んでいる施設の活動等を参考にしていくことが必要であろう。

表77-3 第三者委員等との相談頻度

	施設数	%
月1回	8	5.0
学期に1回	24	15.0
年に1回	71	44.4
相談の機会はない	46	28.8
無回答	11	6.9
計	160	100

調査票 C

※この調査票は、障害児入所施設（福祉型・医療型）、のみご回答ください。

全国知的障害児・者施設・事業 利用者実態調査票【事業利用単位】

（令和6年6月1日現在）

記入責任者 氏 名		職名

《留意事項》

1. 本調査票は障害児入所施設（福祉型・医療型）事業を対象としています。

当該事業を利用する利用者の状況についてご回答ください。

※従たる事業については、当該事業の利用者を主たる事業に含めてご回答ください。

2. 設問は特別の指示がない場合にはすべて令和6年6月1日現在ご回答ください。

3. マークのある欄は同じ数値が入ります。指示のない限り整数ご回答ください。

※人数等に幅（1～2人など）を持たせないでください。

4. 本調査の結果は、統計的に処理をするためご回答いただいた個別の内容が公表されることはありません。

☆下記の印字内容に誤り若しくは変更がございましたら、赤ペン等で修正してください。（印字がない部分はご記入ください。）
なお、日本知的障害者福祉協会会員データへの反映には、別途「全国知的障害関係施設・事業所名簿」巻末の“変更届”にて変更内容を記載し、ご提出（FAX：03-3431-1803）いただく必要がございます。

施設・事業所の名称	電 話		
上記の所在地			
経営主体の名称			
施設・事業の種類 ※1つの事業所で2つ以上の事業を実施している場合は、1事業ごとに調査票（コピー）を作成してください。	<p>O 1. 障害児入所施設（福祉型・医療型） O 2. 児童発達支援センター 1 1. 療養介護 1 2. 生活介護 1 3. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 1 4. 自立訓練（宿泊型） 1 5. 就労移行支援 1 6. 就労継続支援 A型 1 7. 就労継続支援 B型 1 8. 施設入所支援</p> <p>20. 多機能型 20-11. 療養介護 20-12. 生活介護 20-13. 自立訓練（生活訓練・機能訓練） 20-14. 自立訓練（宿泊型） 20-15. 就労移行支援 20-16. 就労継続支援 A型 20-17. 就労継続支援 B型</p>		
該当する場合にはチェックをしてください。 上記事業に付帯して、□①就労定着支援 □②居宅訪問型児童発達支援 を行っている。			

[1]定 員	人	開設年月		移行年月	
--------	---	------	--	------	--

☆恐れ入りますが、調査票3ページ右下枠内に番号を転記してください。→

施設コード

<p>[2] 現在員</p> <p>(1) (2) (4) の男女別 人員計は 一致する こと</p>	(1) 契約・措置利用者数(合計)							①男 ★ 人	②女 ☆ 人	計 ● 人							
	(2) 年齢別在所者数																
	年齢	2歳 以下	3~ 5歳	6~ 11歳	12~ 14歳	15~ 17歳	18~ 19歳	20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80歳 以上	計
	1.男														★		
	2.女														☆		
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人		
	うち措置 児・者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
	(3) 平均年齢 ※小数点第2位を四捨五入すること							歳									
	(4) 利用・在籍年数別在所者数※障害者自立支援法事業の施行(平成18年10月)による新たな事業への移行から利用・在籍している年数で計上のこと ※「18.施設入所支援」、「O1.障害児入所施設(福祉型・医療型)」は旧法施設からの利用・在籍年数で計上のこと																
	在所年 数	0.5年 未満	0.5~1年 未満	1~2年 未満	2~3年 未満	3~5年 未満	5~10年 未満	10~15 年末満	15~20 年末満	20~30 年末満	30~40 年末満	40年 以上	計				
	1.男												★				
	2.女												☆				
	計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	● 人				
[3] 障害支援区分別在所者数 ※「療養介護」、「生活介護」、「18.施設入所支援」のみ回答のこと ※[2]の人員計と一致すること							非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	不明・ 未判定	計		
							人	人	人	人	人	人	人	● 人			
[4] 療育手帳程度別在所者数 ※[2]の人員計と一致すること		1. 最重度・重度			2. 中軽度			3. 不所持・不明			計						
		人			人			人			● 人						
[5] 身体障害の状況 ※身体障害者手帳所持者についてのみ回答のこと		手帳所持者実数 ○ 人	手帳に記載の障害の内訳 ※重複計上可	1. 視覚 人	2. 聴覚 人	3. 平衡 人	4. 音声・言語 又は咀嚼機能 人	5. 肢体不自由 人	6. 内部障害 人								
[6] 身体障害者手帳程度別在所者数 ※[5]の手帳所持者実数と一致すること ※重複の場合は総合等級を回答		1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人						計				
[7] 精神障害者保健福祉手帳の程度別在所者数		1級 人	2級 人	3級 人	4級 人	5級 人	6級 人						○ 人				
[8] 精神障害の状況 ※医師の診断名がついているもののみ記入すること ※てんかんとてんかん性精神病は区別し、てんかん性精神病のみ計上のこと ※その他の欄に精神遅滞は計上しないこと		1. 自閉スペクトラム症 (広汎性発達障害、自閉症など) 人	2. 統合失調症 人	3. 気分障害 (周期性精神病、うつ病性障害など) 人	4. てんかん性精神病 人	5. その他 (強迫性心因反応、神経症様反応など) 人	6. 計 人										
[9] 「てんかん」の状況 ※てんかんとして現在服薬中の人数		[10] 認知症の状況	1. 医師により認知症と診断されている人数 うちダウン症の人数			2. 医師以外の家族・支援員等が認知症を疑う人数 うちダウン症の人数											
			人			人			人								
			人			人			人								
[11] 矯正施設・更生保護施設・指定入院医療機関を退所・退院した利用者数 ※矯正施設とは、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をさす(基準日現在)		1. 矯正施設 うち3年以内 人	2. 更生保護施設 うち3年以内 人	3. 指定入院医療機関 うち3年以内 人	4. 計 うち3年以内 人												
[12] 上記[11]のうち地域生活移行個別支援特別加算を受けている利用者数 ※「18.施設入所支援」「自立訓練(宿泊型)」のみ回答のこと													人				

[13]支援度	支援度の指標	1級 常時全ての面で支援が必要	2級 常時多くの面で支援が必要	3級 時々又は一時的にあるいは一部支援が必要	4級 点検、注意又は配慮が必要	5級 ほとんど支援の必要がない	
[13]-A 日常生活面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	基本的生活習慣が形成されていないため、常時全ての面での介助が必要。それがないと生命維持も危ぶまれる。	基本的生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要。	基本的生活習慣の形成が不十分ではあるが、点検助言が必要とされる程度。	基本的生活習慣はほとんど形成されている。自主的な生活態度の養成が必要。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]-B 行動面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い注意が必要。	多動、自閉などの行動があり、常時注意が必要。	行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要。	行動面での問題に対し多少注意する程度。	行動面にはほとんど問題がない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[13]-C 保健面 ※[2]の人員計と一致すること	内 容	身体的健康に厳重な看護が必要。生命維持の危険が常にある。	身体的健康につねに注意、看護が必要。発作頻発傾向。	発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため一時的又は時々看護の必要がある。	服薬等に対する配慮程度。	身体的健康にはほとんど配慮を要しない。	計
	人 員	人	人	人	人	人	● 人
[14]日常的に医療行為等を必要とする利用者数 ※事業所内（職員・看護師）によるもののみ計上のこと ※医療機関への通院による医療行為等は除く	1.点滴の管理（持続的）※1	人	6.人工呼吸器の管理※4 (侵襲、非侵襲含む)	人	11.導尿	人	
	2.中心静脈栄養※2 (ポートも含む)	人	7.気管切開の管理	人	12.カテーテルの管理 (コンドーム・留置・膀胱ろう)	人	
	3.ストーマの管理※3 (人工肛門・人工膀胱)	人	8.嚥下吸引 (口腔・鼻腔・カニューレ内)	人	13.摘便	人	
	4.酸素療法	人	9.経管栄養の注入・水分補給 (胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養)	人	14.じょく瘡の処置	人	
	5.吸入	人	10.インシュリン療法	人	15.疼痛の管理 (がん末期のペインコントロール)	人	
	※1…長時間（24時間）にわたり点滴をおこない、針の刺し直し（針刺・抜針）も含む ※2…末梢からの静脈点滴が難しい方におこなう処置 ※3…皮膚の炎症確認や汚物の廃棄 ※4…カニューレ・気管孔の異常の発見と管理				計	人	
[15]複数事業（所）利用者数					※定期的に利用する日中活動サービスとは 療養介護、生活介護、自立訓練（宿泊型は除く）、就労移行支援、 就労継続支援A型、就労継続支援B型の6事業及び幼稚園、保育園とする		
※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※定期的に利用する日中活動サービスが他にある場合のみ回答のこと ※同一事業を複数個所で利用している場合も計上のこと		人					
[16]日中活動利用者の生活の場の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※日中活動事業（所）・「02.児童発達支援センター」のみ回答のこと ※利用契約をしている利用者の実数を回答のこと	1.家庭（親・きょうだいと同居）	人	5.福祉ホーム	人			
	2.アパート等（主に単身・配偶者有り）	人	6.施設入所支援	人			
	3.グループホーム・生活寮等	人	7.その他	人			
	4.自立訓練（宿泊型）	人	計	● 人			
[17]施設入所支援利用者の日中活動の状況 ※[2]と人員計が一致すること ※1ページ目に「18.施設入所支援」と印字されている調査票のみ回答のこと	1.同一法人敷地内で活動				人		
	2.同一法人で別の場所（敷地外）で活動				人		
	3.他法人・他団体が運営する日中活動事業所等で活動				人		
	4.その他の日中活動の場等で活動				人		
	計			● 人			
[18]地域移行の意向確認のための見学や体験の実施・受入の件数（令和6年4月から6月の3ヶ月間）					件		
[19]成年後見制度の利用者数 ※当該事業の利用者のみ対象	1.後見		2.保佐		3.補助		
	人		人		人		

☆恐れ入りますが、調査票1ページ右下枠内の番号を転記してください。→

施設コード

[20]－A 令和5年度新規入所者の入所前（利用前）の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間) ※該当期間に他の事業種別に転換した事業所はすべての利用者について回答のこと				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)	15.精神科病院	1.家庭のみ	15.老人福祉・保健施設				
2.アパート等(主に単身)	16.施設入所支援	2.一般就労	16.一般病院・老人病院(入院)				
3.グループホーム・生活寮等	17.自立訓練(宿泊型)	3.福祉作業所・小規模作業所	17.精神科病院(入院)				
4.社員寮・住み込み等	18.少年院・刑務所等の矯正施設	4.職業能力開発校	18.療養介護				
5.職業能力開発校寄宿舎	19.その他・不明	5.特別支援学校(高等部含む)	19.生活介護				
6.特別支援学校寄宿舎	※前年度 1年間に新規で入所された方の状況のみ計上してください。			6.小中学校(普通学級)	20.自立訓練		
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)				7.小中学校(特別支援学級)	21.就労移行支援		
8.児童養護施設				8.その他の学校	22.就労継続支援A型		
9.乳児院				9.保育所・幼稚園	23.就労継続支援B型		
10.児童自立支援施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)	24.地域活動支援センター等		
11.知的障害者福祉ホーム				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等	25.少年院・刑務所等の矯正施設		
12.救護施設				12.児童養護施設	26.その他・不明		
13.老人福祉・保健施設				13.乳児院			
14.一般病院・老人病院	計			14.救護施設	計		

[20]－B 令和5年度退所者の退所後(契約・措置解除後)の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間)				イ. 家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合には一般就労とする ロ. (1) と (2) の人員計が一致すること ※退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること			
(1) 生活の場 (人)				(2) 活動の場 (人)			
1.家庭(親・きょうだいと同居)	14.施設入所支援	1.家庭のみ	15.一般病院・老人病院(入院)				
2.アパート等(主に単身)	15.自立訓練(宿泊型)	2.一般就労	16.精神科病院(入院)				
3.グループホーム・生活寮等	16.少年院・刑務所等の矯正施設	3.福祉作業所・小規模作業所	17.療養介護				
4.社員寮・住み込み等	17.その他・不明	4.職業能力開発校	18.生活介護				
5.職業能力開発校寄宿舎	小計	5.特別支援学校(高等部含む)	19.自立訓練				
6.特別支援学校寄宿舎	18.死亡退所※	6.小中学校(普通学級)	20.就労移行支援				
7.障害児入所施設(福祉型・医療型)	※前年度 1年間に退所された方の状況のみ計上してください。			7.小中学校(特別支援学級)	21.就労継続支援A型		
8.児童養護施設				8.その他の学校	22.就労継続支援B型		
9.知的障害者福祉ホーム				9.保育所・幼稚園	23.地域活動支援センター等		
10.救護施設				10.障害児入所施設(福祉型・医療型)	24.少年院・刑務所等の矯正施設		
11.老人福祉・保健施設				11.児童発達支援センター・児童発達支援事業等	25.その他・不明		
12.一般病院・老人病院				12.児童養護施設	小計		
13.精神科病院				13.救護施設	26.死亡退所※		
	計	14.老人福祉・保健施設	計				

[21]介護保険サービスへの移行・併給状況				※1ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。 イ. 令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間に新規に移行又は併給を開始した者を計上すること					
No.	移行・併給開始年齢	性別	知的障害の程度 (別表1より)	障害支援区分	移行前の生活の場 (別表4より)	移行後の生活の場 (別表5より)	介護認定区分 (別表6より)	移行・併給後に利用を開始した別表(5)のうち4～7以外の介護保険サービス (別表7より)複数選択可	移行・併給開始の理由 (別表8より)
1									
2									
3									
4									
5									
6									

[22]就職の状況 ※「児童発達支援センター」、「自立訓練（宿泊型）」、「施設入所支援」は除く。職場適応訓練は除く。

- イ、令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間を調査すること
ロ、家業の手伝いで低額であっても賃金を受け取る場合も記入のこと
ハ、「事業利用（在所）年月」の欄は、現事業（所）での利用（在所）期間を記入のこと
二、「知的障害の程度」は、児童相談所または更生相談所の判定より記入すること
ホ、[20] -B、(2) 活動の場、2一般就労 の人数と一致すること

No.	就職時 年齢	性別	事業利用 (在所)年月	知的障害の程度 (別表1より)	年金受給の有無 (別表2より)	雇用先の業種	仕事の内容	就職時の給与 (月額)	就職時の生活の場 (別表3より)
例	20歳	男	2年か月	4	4	飲食店	接客・食器洗浄	¥80,000	1
1			年か月						
2			年か月						
3			年か月						
4			年か月						
5			年か月						
6			年か月						
7			年か月						
8			年か月						
9			年か月						
10			年か月						

[23]死亡の状況

- ※1ページ目施設・事業の種類「18.施設入所支援」は除く。生活介護と施設入所支援を行う事業所の重複回答を避けるため、両方の事業を行う場合は1ページ目「18.施設入所支援」と印字された調査票以外、回答のこと。
- イ、令和5年4月1日～令和6年3月31日の1年間を調査すること
ロ、退所後6か月程度で死亡したケースも記入すること
ハ、[20] -B、(1) 生活の場、18死亡退所 の人数と一致すること

No.	死亡時年齢	性別	知的障害の程度（別表1より）	死亡場所（別表9より）	死因（右より選択）	
1	歳					1. 病気 2. 事故 3. その他
2						
3						
4						
5						
6						

別表1	1. 最重度	2. 重度	3. 中度	4. 軽度	5. 知的障害なし
別表2	1. 有：1級	2. 有：2級	3. 有：その他（厚生年金・共済年金）	4. 無	
別表3	1. 家庭	2. アパート等	3. グループホーム・生活寮等	4. 社員寮等	
	5. 自立訓練（宿泊型）	6. 福祉ホーム	7. その他	8. 不明	
別表4	1. 家庭（親・きょうだいと同居）	2. アパート等（主に単身）	3. グループホーム・生活寮等		
	4. 社員寮・住み込み等	5. 知的障害者福祉ホーム	6. 施設入所支援		
	7. 自立訓練（宿泊型）	8. その他・不明			
別表5	1. 家庭	2. アパート	3. グループホーム（障害福祉）		
	4. グループホーム（認知症対応）	5. 特別養護老人ホーム	6. 介護老人保健施設		
	7. 介護療養型医療施設	8. その他			
別表6	1. 要支援1	2. 要支援2	3. 要介護1		
	4. 要介護2	5. 要介護3	6. 要介護4		
	7. 要介護5				
別表7	1. デイサービス・デイケア	2. 訪問・居宅介護（ホームヘルプサービス）	3. 短期入所（ショートステイ）		
	4. 訪問看護	5. その他	6. 利用なし		
別表8	1. 市町村等行政から65歳になったので移行指示があった。				
	2. 加齢により支援が限界となったため事業所側から移行・併給を働きかけた				
	3. 本人の希望により	4. 家族の希望により	5. その他		
別表9	1. 施設	2. 病院	3. 家庭	4. その他	

〔障害児入所施設（福祉型・医療型）専門項目〕以下より障害児入所施設（福祉型・医療型）のみご回答ください

[24] 設置・経営主体（※）	<input type="checkbox"/> 1. 公立公営 ⇒ (□) 直営 <input type="checkbox"/> 1. 事業団 <input type="checkbox"/> 2. 事務組合 <input type="checkbox"/> 2. 公立民営 <input type="checkbox"/> 3. 民立民営																	
(※)公立公営施設で指定管理者制度の場合は、受託が民間法人の場合は公立民営とする。また、民間移管により社会福祉法人に運営主体が完全に移行したものは民立民営とする。																		
[25]在籍児の出身エリア	1. 都道府県の数 () 都道府県									2. 区市町村の数 () か所								
	3. 措置・契約支給決定している児童相談所の数 () か所																	

[26]在籍児（措置・契約）の入所時の年齢（令和6年6月1日現在の在籍児）

年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	計
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[27]令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の新規入所児童の年齢別状況（年齢は入所時の年齢）

	5歳以下	6～11歳	12～14歳	15～17歳	計
措置	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人

[28]一時保護が必要とされた児童の受け入れ状況

<input type="checkbox"/> 1. 一時保護委託を受けている	<input type="checkbox"/> 2. 委託を受けていない		
委託を受けている場合、令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に受け入れた児童			人

[29]入所理由（令和6年6月1日現在の在籍児）

※1. 理由が重複する場合は、それぞれの欄に数値を計上。入所理由の判断は、児童相談所の児童票のほかに家族との面談等により判断し、主たる要因とそれに付随する要因に分けて計のこと。

※2. 令和5年度入所児の欄は令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に新規入所した人についてのみ計のこと。

内 容	在籍児・者全員				うち令和4年度入所児			
	主たる要因		付随する要因		主たる要因		付随する要因	
	措置	契約	措置	契約	措置	契約	措置	契約
家庭の状況等	1. 親の離婚・死別	人	人	人	人	人	人	人
	2. 家庭の経済的理由	人	人	人	人	人	人	人
	3. 保護者の疾病・出産等	人	人	人	人	人	人	人
	4. 保護者の養育力不足	人	人	人	人	人	人	人
	5. 虐待・養育放棄	人	人	人	人	人	人	人
	6. きょうだい等家族関係	人	人	人	人	人	人	人
	7. 住宅事情・地域でのトラブル	人	人	人	人	人	人	人
本人の状況等	1. ADL・生活習慣の確立	人	人	人	人	人	人	人
	2. 医療的ケア	人	人	人	人	人	人	人
	3. 行動上の課題改善	人	人	人	人	人	人	人
	4. 学校での不適応・不登校	人	人	人	人	人	人	人
	5. 学校就学・通学のため	人	人	人	人	人	人	人
	6. その他	人	人	人	人	人	人	人

[30]虐待による入所児の状況

① 令和5年度の新規入所児童のうち虐待による入所児童（児童票や家庭での生活実態等から虐待と判断できるケースも含む）

		被虐待児	うち児童相談所から認定
男	人	人	人
女	人	人	人

② 虐待及びその恐れがあると判断される上記の入所児童のうち、契約で入所しているケース

人

③ 虐待の内容（※重複計上可）

令和5年度入所	1. 身体的虐待	2. 性的虐待	3. ネグレクト	4. 心理的虐待	計
男	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

④ 令和6年6月1日現在 被虐待児受入加算を受けている人数

人

⑤ 上記のほかに被虐待児受入加算を受けたことがある児童の人数

人

[31]在籍児の就学・就園の状況（令和6年6月1日現在）

①就学前児童の状況（活動形態）		②義務教育年齢の児童の状況（就学形態）	
1. 幼稚園への通園	人	1. 訪問教育	人
2. 保育所に通所	人	2. 施設内分校・分教室	人
3. 児童発達支援事業等療育機関	人	3. 特別支援学校小・中学部	人
4. 園内訓練	人	4. 小中学校の特別支援学級	人
5. その他	人	5. 小中学校の普通学級	人
計	人	計	人

③義務教育修了後の児童の状況（就学・活動形態）

1. 訪問教育	人	4. 高等特別支援学校	人
2. 施設内分校・分教室	人	5. 特別支援学校専攻科	人
3. 特別支援学校高等部	人	6. 一般高校	人
計			人

④就学学年（令和6年6月1日現在）

小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

[32]家庭の状況（令和6年6月1日在籍児童）※人数は兄弟姉妹の場合も各々カウント

家庭の状況	人数	その内措置人数
1. 両親世帯	人	人
2. 母子世帯	人	人
3. 父子世帯	人	人
4. きょうだいのみ世帯	人	人
5. 祖父母・親戚が保護者として対応の世帯	人	人
6. その他	人	人
計	人	人
7. 兄弟姉妹で入所	世帯	人

[33]帰省の状況（令和5年度実績）

	1. 週末(隔週)ごとに帰省	2. 月に1回程度	3. 年に1~2回程度	4. 帰省なし
措置	人	人	人	人
契約	人	人	人	人
「4. 帰省なし」の児童が帰省できない理由（主な理由）				
1. 家族がいない				人
2. 地理的条件で困難				人
3. 本人の事情で帰らない				人
4. 家庭状況から帰せない				人
5. その他（理由）				人

[34]面会等訪問の状況（令和5年度実績）

1. 家族の訪問なし	人
2. 週末（隔週）ごとに家族が訪問	人
3. 月に1回程度家族が訪問	人
4. 年に1~2回程度家族が訪問	人
5. 職員が引率して家庭で面会	人
6. 面会の制限が必要な児童	人
計	人

[35]退所児・者の状況

①令和5年度の退所児・者数

	5歳以下	6~11歳	12~14歳	15~17歳	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40歳以上	計
措置	人	人	人	人	人	人	人	人	人
契約	人	人	人	人	人	人	人	人	人

②令和5年度に契約児童で利用料等滞納のまま退所した児・者数 _____ 人

③令和5年度に退所した児童のフォローアップ ※進路先への引継ぎ訪問、家庭訪問等を含む

1. 実施した _____ 人 _____ 回 2. 実施していない

[36]障害の状況（令和6年6月1日現在）

①重度障害児支援加算認定数	措置費	人	施設給付費（契約）	人
②強度行動障害児特別支援加算認定数	措置	人	契約	人
③重度重複障害児加算認定数	措置	人	契約	人

④行動上の困難さの状況 ※重複計上可

行動特性	月1回 程度	週1回 以上	行動特性	月1回 程度	週1回 以上
1. 強いこだわり	人	人	10. 盗癖	人	人
2. 自傷行為	人	人	11. 性的問題	人	人
3. 他傷、他害	人	人	12. 異食・過食・反すう・多飲水	人	人
4. 奇声・著しい騒がしさ	人	人	13. 不潔行為（弄便・唾遊び等）	人	人
5. 無断外出	人	人	14. 弄火	人	人
6. 器物破損等激しい破壊行為	人	人	15. 睡眠の乱れ	人	人
7. 多動・飛び出し行為	人	人	16. 純黙	人	人
8. 寡動・行動停止	人	人	17. その他	人	人
9. 徘徊・放浪	人	人			

[37] 服薬の状況（令和6年6月1日現在で服薬している人数：重複計上可）

① 服薬の内容

抗精神薬	1. 抗てんかん薬	2. 抗精神薬・抗不安薬	3. 睡眠薬
	人	人	人
慢性疾患 (1ヶ月以上服用している場合)	1. 心臓疾患	2. 腎臓疾患	3. 糖尿病
	人	人	人
	4. 喘息	5. 貧血	6. その他
	人	人	人

② 受診形態と受診科目の状況（令和5年度実績）※受診科目は令和5年度の実人数と延べ回数

受診科目	実人数	延べ回数
1. 精神科・脳神経外科	人	回
2. 小児科・内科	人	回
3. 外科・整形外科	人	回
4. 歯科	人	回
5. その他	人	回
合計	人	回

[38] 入院の状況 ※該当する番号の□にレ点を記入

① 令和5年度の入院

1. 入院あり (_____人 延べ日数_____日 (うち付添日数_____日) 2. ない

② 健康保険の資格停止・無保険（契約児）

1. いる (令和5年度延べ_____人 令和6年6月1日現在_____人) 2. ない

③ 経済的負担で通院を見合わせた事例（令和5年度～現在まで）

1. ある (_____人 延べ_____回) 2. ない

④ 医療費の支払いの滞納事例（令和6年5月末現在）

1. いる (_____人 延べ_____円) 2. ない

[39] 施設建物の形態

※該当する番号の□にレ点を記入

※生活単位とは入所児と固定されたスタッフを中心に、衣食住など基本的な生活が営まれる基礎グループであり、環境・構造的にも独立した形態をもつ単位とする。

1. 居住棟一体型（多層構造や渡り廊下等で連なっている構造も含む）
 2. 居住棟分離型（構造上は一体型であるが、出入口や仕切り等を設け、生活単位を分けて使用している構造）
 3. 居住棟分棟型（生活単位がすべて敷地内に分散した形で設置されている構造）
 4. 居住棟分離・分棟併用型（敷地内に上記2, 3を合わせて設けている構造）
 5. 敷地外に生活の場を設けている（自活訓練も含む）

⇒SQ ()か所、その場合、食事は（ 1. 本体施設から配食 2. 自前調理 3. 配食+自前調理）

[40] スペースと生活援助スタッフの構成

※生活単位の規模別の状況を下表に計上のこと。なお、上記設問[39]施設建物の形態について「 1. 居住棟一体型」を選択した施設は、独立した援助（活動）単位を生活単位に置き換えて計上のこと。

※専任スタッフ数は、規模別に複数の単位がある場合はその合計数を計上のこと。

生活単位規模	～5人規模	6～10人規模	11～15人規模	16人規模以上
1. 生活単位の設置数				
2. その専任スタッフ数（人）				

[41] 「自活訓練事業」及び準じた取り組み(令和6年6月1日現在) ※該当する番号の□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 実施している		<input type="checkbox"/> 2. 今後実施する予定					
自活訓練加算対象		措置_____人		契約_____人		加算対象外(独自の事業) _____人	
[42] 障害児等療育支援事業(都道府県の地域生活支援事業による事業等)及び療育相談事業等							
<input type="checkbox"/> 1. 実施している		<input type="checkbox"/> 2. 法人内の他施設が実施している		<input type="checkbox"/> 3. 実施していない			
実施している場合、事業内容別に令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の実施件数等							
①訪問療育等指導事業		件					
②外来療育等相談(指導)事業		件					
③施設支援(指導)事業		保育所・幼稚園		件			
		学校		件			
		作業所		件			
		その他		件			
[43] 日中一時支援事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 実施している		<input type="checkbox"/> 2. 実施していない					
実施の市区町村数		日中一時支援事業の令和5年度の実績(実施している事業所のみ)(令和5年4月1日～令和6年3月31日)					
市区町村		実人員			延べ人数		
		人			人		
[44] 福祉教育等の事業の実施 ※該当する番号の□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 実施している		<input type="checkbox"/> 2. 実施していない					
⇒SQ 令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の受入れ							
①小・中・高校生のボランティア・体験実習		人					
②民間ボランティア		人					
③学校教員・教職免許の体験実習		人					
④単位実習		保育士		人			
		社会福祉士・主事		人			
⑤施設職員の現任訓練		人					
⑥上記以外の受入れ(具体的な内容) ()		人					
[45] 地域との交流 ※該当の全ての□にレ点を記入							
<input type="checkbox"/> 1. 入所児の地域行事・地域活動等への参加		<input type="checkbox"/> 6. 施設と地域が共同で防災・防犯訓練を実施					
<input type="checkbox"/> 2. 地域住民の施設行事への参加		<input type="checkbox"/> 7. 子育てや障害に関する相談会・講演会の実施					
<input type="checkbox"/> 3. 施設と地域との共催行事の実施		<input type="checkbox"/> 8. 施設設備の開放や備品の貸し出し					
<input type="checkbox"/> 4. 地域住民をボランティアとして受け入れ		<input type="checkbox"/> 9. その他()					
<input type="checkbox"/> 5. 地域の学校等との交流							
[46] 児童と直接支援職員の比率(令和6年6月1日現在)							
※直接支援職員とは児童指導員・保育士・各種療法士をさし、非常勤の場合は、0.5人と数える。							
但し、それらの職種でも外来療育や巡回相談等入所児童以外を対象とした業務に専従している職員は除く。							
※小数第2位以下を四捨五入すること							
①定員との比率		定 員	人	÷	直接支援職員数	人	= .
②在籍児童数との比率		在籍児童数	人	÷	直接支援職員数	人	= .

[47]施設の運営費

①現行の加算

※該当の全ての□にレ点を記入

※また、加算区分については該当に○囲みすること

<input type="checkbox"/> 1. 児童指導員等加配加算	<input type="checkbox"/> 13. 栄養マネジメント加算
<input type="checkbox"/> 2. 日中活動支援加算	<input type="checkbox"/> 14. 小規模グループケア加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）
<input type="checkbox"/> 3. 重度障害児支援加算	<input type="checkbox"/> 15. 小規模グループケア加算（サテライト型）
<input type="checkbox"/> 4. 重度重複障害児加算	<input type="checkbox"/> 16. ソーシャルワーカー配置加算
<input type="checkbox"/> 5. 強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ・Ⅱ）	<input type="checkbox"/> 17. 乳幼児加算
<input type="checkbox"/> 6. 心理担当職員配置加算	<input type="checkbox"/> 18. 家族支援加算（Ⅰ・Ⅱ）
<input type="checkbox"/> 7. 看護職員配置加算（Ⅰ・Ⅱ）	<input type="checkbox"/> 19. 移行支援関係機関連携加算
<input type="checkbox"/> 8. 入院・外泊時加算（Ⅰ・Ⅱ）	<input type="checkbox"/> 20. 体験利用支援加算
<input type="checkbox"/> 9. 自活訓練加算	<input type="checkbox"/> 21. 要支援児童加算（Ⅰ・Ⅱ）
<input type="checkbox"/> 10. 入院時特別支援加算	<input type="checkbox"/> 22. 集中的支援加算
<input type="checkbox"/> 11. 地域移行加算	<input type="checkbox"/> 23. 障害者支援施設等感染対策向上加算
<input type="checkbox"/> 12. 栄養士配置加算（Ⅰ・Ⅱ）	

②自治体の加算措置 ※公立施設は、国措置費・給付費を超えた運営費の場合は「ある」を選択

1. 職員配置等の事務費の補助	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない
2. 事業費に対する加算措置	<input type="checkbox"/> a. ある	<input type="checkbox"/> b. ない

[48]今後の児童施設としての計画 ※該当する番号の□にレ点を記入

①児童施設の定員

<input type="checkbox"/> 1. 現行定員を維持する	<input type="checkbox"/> 2. 定員を削減する ⇒削減数 人)
<input type="checkbox"/> 3. その他 (

②契約児の18歳到達日以降の対応方針

<input type="checkbox"/> 1. 18歳到達日以降の契約期間の延長は原則として行わないこととする。
<input type="checkbox"/> 2. 高校（高等部）卒業までは契約期間の延長は行うが、原則としてそれ以降は行わないこととする。
<input type="checkbox"/> 3. 高校（高等部）卒業以降も、事情によっては23歳まで契約期間の延長を行うこととする。

③障害種別の一元化に際し、他の障害の受け入れに伴う設備・構造

<input type="checkbox"/> 1. 身体障害の車椅子対応 ⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能 <input type="checkbox"/> b. 改築等が必要 <input type="checkbox"/> c. 受入れ困難
<input type="checkbox"/> 2. 盲・ろうあ児の受け入れ ⇒ <input type="checkbox"/> a. 現状で可能 <input type="checkbox"/> b. 改築等が必要 <input type="checkbox"/> c. 受入れ困難

[49]在所延長している児童の今後の見通し(本人の能力等からみて)

1. 家庭引き取り	人	
2. 単身生活	人	
3. 障害者支援施設の対象	人	⇒うち令和6年度末までに移行が可能な人
4. グループホームの対象	人	⇒うち令和6年度末までに移行が可能な人

[50]児童相談所との関係 ※該当する番号の□にレ点を記入

①児童福祉司等の訪問	<input type="checkbox"/> 1. 令和5年度に訪問があった ⇒児童相談所数 _____か所 _____回 <input type="checkbox"/> 2. 児童福祉司等の訪問はない
②児童相談所との連携	<input type="checkbox"/> 1. 県単位で児童相談所と施設の定期協議を行っている <input type="checkbox"/> 2. 定期的に児童相談所を訪問して協議を行っている <input type="checkbox"/> 3. 不定期であるが児童相談所を訪問して協議を行っている <input type="checkbox"/> 4. 特に行っていない

[51]利用者負担金の未収状況等

令和5年度の未収分	人	総額 円	うち令和4年度以前の未収分	人	総額 円
-----------	---	------	---------------	---	------

[52]令和5年度の苦情受付の件数

件	その内容	1. 施設運営に関する事	件	2. 生活支援に関する事	件	3. その他	件
---	------	--------------	---	--------------	---	--------	---

[53]第三者委員等との相談の頻度 ※該当する番号の□にレ点を記入

<input type="checkbox"/> 1. 月1回程度	<input type="checkbox"/> 2. 学期に1回程度	<input type="checkbox"/> 3. 年に1回程度	<input type="checkbox"/> 4. 相談の機会はない
-----------------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	--------------------------------------

ご協力いただき誠にありがとうございます